

平成26年第2回定例会会議録（第3号）

平成26年6月13日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田	博	君	副市長	中尾	薫	君
教育長	寺岡	悌二	君	水道企業管理者	永井	正之	君
総務部長	伊藤	慶典	君	企画部長	釜堀	秀樹	君
建設部長	岩田	弘	君	ONSENツーリズム課長	大野	光章	君
生活環境部長	浜口	善友	君	福祉保健部長兼福祉事務所長	湊	博秋	君
消防長	笠置	高明	君	教育次長	豊永	健司	君
政策推進課長	稲尾	隆	君	危機管理課長	月輪	利生	君
次長兼観光課長	松永	徹	君	温泉課長	宮崎	徹	君
商工課長	挾間	章	君	次長兼環境課長	伊藤	守	君
次長兼障害福祉課長	岩尾	邦雄	君	児童家庭課長	江上	克美	君

高齢者福祉課長	中西康太君	都市政策課長	後藤孝昭君
道路河川課長	山内佳久君	公園緑地課長	植山一生君
教育総務課長	重岡秀徳君	学校教育課長	篠田誠君
生涯学習課長	本田明彦君	スポーツ健康課参事	三木武夫君
水道局工務課参事	佐藤順也君		

○議会事務局出席者

局	長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住		
次長兼議事係長		浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久		
主	幹	吉田悠子	主	査	溝部進一	
主	査	波多野博	主	任	甲斐健太郎	
主	事	穴井寛子	速	記	者	桐生能成

○議事日程表（第3号）

平成26年6月13日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○10番（市原隆生君） 12年目にして初めて1番を引きまして、どんなものかなと思いましたが、なかなか新しいなという思いで、きょう、立たせていただきました。

最初に防災についてということから質問をさせていただきますけれども、東日本大震災から3年がたちまして、この6月、ちょうど3年前の6月11日に、私、東北、仙台を中心に震災の跡を見て回らせていただきました。そこから幾らかまた質問をさせていただきたいということもしたわけでありまして、3年がたって、今この震災の後3年たって、別府市でも災害に対する意識というのが少し薄れてきているのかなという気がするところもあります。

私どもの公明党の議員でこの現地に通い続ける国会議員から、今2つの風と戦っているのだという報告がありました。その2つの風というのは、風化とそれから風評ということでもあります。これが一番の障がいとこれからなってくるのではないかと。この2つの風に抗うということが、これからの大切なことなのだという報告があったわけでありまして。

別府市もこれから南海トラフという、溝が引き起こすと言われている地震が、高い確率で30年以内に起こるであろうというふうに言われているわけでありまして。要するに私たちが生きている間にこの大きな地震を経験する可能性が非常に高いということでもあります。

今、東日本の震災から3年たって年々薄れていくこの危機意識ということについて、この点について別府市ではどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

先月、大分のホルトホールで開催されました写真展「人間の復興へ」と講演会に参加させていただきました。改めて震災のすさまじさ、ふだんからの危機管理の重要性、また風化、先ほど議員がおっしゃいました風化の問題を再認識した次第でございます。「天災は忘れたころにやってくる」ということが言われておりますけれども、昨今では「天災は忘れる前に来る」と言われるように、毎年のように日本各地で災害が発生しております。東日本大震災が発生して3年3カ月が経過しましたが、このような中、人々の災害への記憶が薄れていくことがあってはならないというふうに認識しております。

別府市としましても、145自主防災会での訓練の際や、またまちづくり出前トークなど、市民と接する機会を捉えまして、自主防災会長や、また防災士の皆さんの御協力を仰ぎながら災害の恐ろしさ、日ごろの備えの重要性、災害意識を持ち続けることの意義を繰り返し市民の皆さんに啓発していきたいというふうに考えております。

さらに、防災意識啓発のためのツールとして、今年度防災シティアップを更新する予定になっております。また、これを各戸に配布しますので、啓発を進め防災意識の高揚をさらに図ってまいりたいという所存でございます。

○10番（市原隆生君） ありがとうございます。部長にも私どものこの写真展には参加をさせていただきまして見ていただいたと思います。本当にこの風化と風評ということから考えていけないといけないということでありましたけれども、一方で風評のほうでありますけれども、この風評というのは、別府市におきましても、別府市というところは急斜面の多い土地でもあります。そんなところで危険なところにもかかわらずいろんな理由で「危険」という表示ができなかったりということも今まで聞いております。そういうところから安全それからまた危険ということにつきまして、根拠もなく長年信じられてきて

いるというところが意外と多いのではないかというふうに思っております。これは正しい情報をというのがやっぱり伝えられ、持っていただかないと、安全だと信じていたところが実は危険であってそういった被害に遭ったりということもありますし、本当は安全であるにもかかわらず、そういった危険という情報が知らない間に流れて、いい影響を与えないというようなことも起こってくるのかというふうに思っております。この正しい認識を持ってもらうということが必要であるというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

市民の皆さんが、どこが危険なのか、どこが安全なのかの判断は、なかなかつきにくいと思います。憶測で危険箇所などの判断をして広めることは混乱を招きますので、ぜひ市が作成している防災シティアップやハザードマップ、ホームページなどからの情報をもとに危険箇所を正しく判断していただきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） そこで課長、危険な箇所というのが、先ほども申し上げましたけれども、いろんな理由で「危険」というふうに表示がされなかったということがあります。今、これからつくろうとしているハザードマップにつきまして、そういったところの情報というのが盛り込まれるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○危機管理課長（月輪利生君） 既に作成しておりますハザードマップにつきましても、土砂災害の危険箇所等を表示しておりますので、これにつきまして、県のほうでも毎年新たに危険箇所の認定等がございますので、それも含めた内容でまたハザードマップの更新をしていきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） ありがとうございます。その点につきましては、よろしく願いたいと思います。

では、次に住宅地の安全性についてということでお尋ねをしたいと思います。

先日、ニュースで住宅地の盛り土調査をしたという、この実施市町村を国が公表したということでもありますけれども、これは別府市ではどういうふうな状況になっているのかお尋ねをしたいと思います。

これは、私もちょうど3年前に仙台に行って大きな住宅団地を見学させていただきました。それで、ちょうど私たちが案内してくれた方というのが、仙台市の地下鉄工事にかかわっている技師の方が連れて回ってくれたのですけれども、ちょうど大きな住宅団地で、当然ライフラインといいますか、水道とか電気なんかは寸断されていて、まだ3カ月ですから、全く届いていない状況で、給水車なんかもその団地に来ておりました。ただ、道路もところどころひび割れて大変危険であったりというところもありましたけれども、住宅につきましては、被害のない家については、その家主の人が表に出て奥さんたちがお話をしている。一方でその隣、またはその2軒先とかいうところは、側溝も含めて40センチぐらい下に引っ張られて、下のほうに落ち込んでいる。そして家屋には危険家屋ということで中に入っただけいけないという赤い紙が張ってあったりという、本当に1軒隣、2軒隣ぐらいでこれだけ大きな差が出ているというところを目の当たりにしまして、一緒に案内してくれた方に、「これはどういうことですか」というふうに聞いたら、「多分盛り土に建てた住宅と切り土に建てた住宅との差が出たのではないのでしょうか」という話がありました。そのときにそういった盛り土の上に建てた住宅というのがこのようなことになるのかという認識を強く持ったわけでありまして、別府市内にも大きな住宅団地、また古くから住宅団地にかかわらず市営住宅等も建てられて、山を切り開いて建てているところがあるかというふうに思うのですけれども、別府市の状況というのはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○都市政策課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

国は、国民の防災意識を高めるため、また既存の大規模盛り土造成地における滑動崩落防止対策を一層推進するため、盛り土面積が3,000平方メートル以上の造成地などの位置の把握調査を行った自治体名を公表しておりますが、現在、別府市を含む大分県内の市町村では調査が行われていません。

今後の調査等につきましては、今年度早い時期から大分県の指導のもと、県内市町村とともに検討することになっております。

○10番（市原隆生君） その盛り土、切り土の安全性また危険性ということにつきましては、結構早い段階である年代以前の造成したところというのが危険で、今まで滑っているのだということでありました。割りと比較的新しいそういった工事の行われたところというのは、そういった基準をクリアしてそう危険性はないということも聞いております。市内には住宅団地も含めて大きな集合住宅等もそういった土地を切り開いて建てているところがあるかと思えますけれども、こういった大規模な住宅があるところ、この崩落の危険性というのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○都市政策課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

東日本大震災での盛り土の宅地が滑る滑動崩落災害を踏まえた国の検証結果では、被害を受けた宅地の多くは、詳細な技術基準のない1970年代以前に造成された古いものであり、盛り土の締め固めが十分でない宅地に集中していることが報告されています。大地震時の危険性については、詳細な土質調査等を実施しなければ確認できませんが、別府市の大規模住宅団地の多くは1980年以降に造成された比較的新しい宅地であり、宅地造成等規制法に基づく県知事許可等を受け、一定の技術基準により造成されており、また大規模な盛り土造成地も想定されないことから、地震時の減災の効果が期待できると思われま

す。今後、調査を含め大分県とも十分な連絡調整を図りながら、必要に応じ対応を検討していきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） よろしくお願ひします。安全性について確認をし、また市民の皆さんに安心していただけるようにしていただきたいというふうに思っております。

では、続きまして、防災教育についてお尋ねをしたいと思います。

これは、市民と議会との対話集会でも結構海に近く、また高さの低い地域にお住まいの方、そういったところでの対話集会では、やはり災害のときの津波等についての心配というものが多く出されておりました。それで、学校現場での防災教育というのはどのように行われているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

各学校におきましては、学級活動や総合的な学習の時間などに防災教育の学習を進めております。学習例といたしましては、消防士を講師に招き、子ども向けの防災講演会や救急救命講習を行っております。また、気象庁作成の「津波から逃げる」というDVDを活用し、教職員が研修を行い、子どもたちへの防災教育を行うなど、各学校において独自に取り組んでいるところでございます。特に沿岸部の学校では、平成23年度より津波を想定して避難場所を設定し、特に海拔10メートル地点までの避難時間を設定した避難訓練を行っております。教職員と子どもたちが緊張感を持って真剣に取り組み、想定する避難場所への避難時間も年々短縮されております。沿岸部以外の学校においては、海拔10メートルを超える場所にありますので、避難場所にもなっておりますので、地震や火災などがあつた場合はグラウンドでまず待機をし、状況を判断するなどの避難訓練を行つております。また、避難訓練後の全体集会で消防職員により講話をいただくとともに、学年・学級において振り返りの時間を設定し、学校内だけではなく学校以外での日常生活の中に災害が起きた場合の対応についても学習しているところでございます。

○10番（市原隆生君） ありがとうございます。建っている学校の立地に合わせて、さ

まざまな訓練をしていただいているということでありました。その中で、先ほど課長にもパンフレットを見ていただいたのですけれども、「ぼうさい探検隊」というような事業を、これは日本損害保険協会がやっております。実は10年前になりますか、平成17年の12月議会で私はこの質問をさせていただきました。というのは、その平成17年の夏休みの間に私の地元の子ども会でこの「ぼうさい探検隊」の事業を1回やりまして、子どもたちと一緒に学校周辺、私の地元ですから、上人小学校の周辺を10人ぐらいの子どもたちと一緒に回り、またその保護者も参加してくれましたけれども、一緒に回って、こういった災害に対する施設・設備というのが整えられているのだということも見て回り、また小学校が災害時の防災の拠点になるということでも、学校に行つて確認をしたりということもさせていただきました。

その中で1つ成果がありまして、上人小学校の体育館を見た子どもが、体育館、こういったところに避難した人が来るのだということでありましたけれども、「大変古そうだけれども、地震が来たとき、崩れぬのかな」というような質問をぼろっとしたわけです。それを当時教育次長でありました方が答弁をいただいたのですけれども、こういったことがあったけれども、学校の体育館というのが、その当時は各学校の1棟を中心に耐震補強が進められていた当時だと思います、10年ぐらい前、平成17年です。そのときに、「災害のときに拠点となる体育館というのが、補強の対象になっているのでしょうか。こういった心配を子どもがしていましたよ」ということを、この議会でも申し上げました。その中で、やっているところはやっているけれども、そういう災害の拠点という見方がまだきちっとできておらず、今後この方向性を持っていきますということで、この時点から各学校の体育館の耐震診断と、それから補強ということが始められたのかなというふうに思っております。

こういった子どもの目というのも、本当に大人が気づかないところに気づかせてくれるというふうに思っておりますし、日本損害保険協会がこういった形で「ぼうさい探検隊」という、地域をさまざまな、これは大人が先にこういったことを子どもに知ってもらいたいという拠点的なところをピックアップして学習をしておかなければいけないわけですが、そういったことを子どもに話をしながら、子どもからもいろんな意見を聞きながら、そして最終的には回ったところの防災拠点としてどうあるのかということのマップを作成します。それを郵送するわけで、送って審査してもらわなければならないわけですが、そういった中でこの実施の作業といいますか、その中でさまざまなことも学習してくれますし、いろんな提案もしてくれるというのが実感としてありました。こういった取り組みというのは非常に大事ではないかなというふうに思っておりますし、10年たった今でもこういった事業を日本損害保険協会はやっておりますので、ぜひ学校でもこういった内容、方向性を取り入れていただけたらいいかなというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

議員が今おっしゃった「ぼうさい探検隊」につきまして、各学校におきましても、現在社会科の授業において「安全な暮らしとまちづくり」を課題とした、学校内だけに限らず自分の周りの地域の防災に関心を持つことで、身近な火事や自然災害からも自分の命を守ることや自分たちでできる取り組みを考える学習を行っております。また、そういう議員がおっしゃったようなものがあるということも認識して、また今後も進めていくべきかなというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） 最後のほうは、ちょっと声が小さくなりましたけれども、声を大きくして、ぜひとも進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それでは、防災組織についてということで質問をさせていただきます。

この時期というのは、新年度が始まって、各自治会におきましても新しい班長さんとなり、新しいスタートを切られているというふうに思っております。そういった中で別府市といたしましても、その各自治会にこれからの、今年度の自主防災組織の編成をお願いしているところかというふうに思っておりますけれども、先日もそういった編成のときの会合といいますか、打ち合わせに参加をさせていただきました。いろいろお話を進めていく中で、自治会の役員さんたちはなかなかかわる方がいなくて長年されている方もかなりおられるわけでありまして、この組織をつくり上げるときにそれぞれについていただく班長さん、組長さんにつきましては、1年交代であったりして、大概が1年生といいますか、そういった組織に入らせていただくのも初めてであったり、また何年かあいて久しぶりについていただくという方がほとんどであるというふうに思いました。そういった経験の積み重ねが毎年ないわけでありまして、この自主防災会を組織するに当たっても。そういった組織につきまして、どういうふうに育成をしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

組み上がってこれで一安心ということには全くならないなというふうに、今回参加をして思いましたし、私なんかもそういった会合に参加して、どういったことを進めていっていいのかよくわからないという中でこの防災会の組織編成だというふうに思います。この点についてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

本市には145の自治会全てに自主防災会が結成されております。その形態や組織機構は、地域によって異なっているのが現状でございます。

議員御指摘のとおり役員、組長、班長などが毎年入れかわり、連動して自主防災会の役員が入れかわるところもあれば、役員を固定している自主防災会もあります。いずれにしても、各自主防災会の事情もあり、強制することはできませんが、市としましては、事情が許せば役員の方には固定していただくのがよいと考えております。毎年役員が入れかわる自主防災会においては、自主防災会長や防災士の方々の協力をいただきながら、その都度訓練などを通して組織の育成、指導を行っていきたく思います。また、そのためには各自主防災会の方に毎年最低1回は訓練をしていただくように今後も指導していきたく考えております。

○10番（市原隆生君） なるべくかわらないようにというのは、大変大切なことだというふうに思いますが、やはりそれぞれの自治会の事情というのもありまして、かわっているのが実情ではないかというふうに思います。その点の今後の育成ということについてもぜひとも考えていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、防災士の活用についてということでお尋ねをしたいと思っております。

私も去年の2月ですか、研修を受けさせていただきました。防災士の仲間入りをさせていただきましたけれども、この研修についてどのように計画されているのかということ、まず聞きたいと思っております。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

本市による防災士の資格取得者数は、平成25年度末現在で213名であります。そのうち平成25年度に資格取得した防災士を対象に、先週の6月7日土曜日、別府市消防本部4階会議室にて新任防災士研修を実施したところでございます。また、既に取得している他の防災士の方々も含めた研修として、今年度はNPO法人自主防災組織活性化支援センターの主催する防災士スキルアップ研修への参加を予定しております。

○10番（市原隆生君） そこで、この防災士に求められることというのはどんなことなのでしょう。その点はいかがですか。

○危機管理課長（月輪利生君） 防災士の皆様には、平時では災害についての知識を住民の方に広く啓発していただいて、災害が起きた際についての心得を広めるとともに、災害が起きた場合には地域の方の救出・救助を先頭になってしていただくのが役割だと考えております。

○10番（市原隆生君） そうですよ、救出・救助ということだというふうに思うのですけれども、ただ私が思うに、その救出・救助に向かうには、まず自分が無傷ではないとなかなか動けないのではないかなというふうに思いました。そのために、まず自分が助かること、それから助ける側に回る人をいかにふやすかということが、そういうことを考えないといけないのではないかなというふうに思っております。私が思うに、まず自分が助かることと、それから救出できる方をふやすために、地震等があったときに全く影響のないところにいれば、当然けがもせずそういった救出に回れるかと思えますけれども、例えば阪神の震災のときには、明け方でほとんどの方が家の中にいて、建物の下敷きになったという方も多くいるわけですけれども、建物が倒れても下敷きにならなかつたら、何か物があつて覆いかぶさるものがなくて無傷であれば救出に回れるというふうに思いますし、こういった人をふやすことが非常に重要ではないかなというふうに思いました。救助それから避難というのは、その先にあることなのです。そこをまず。まず1人の命が助かって救出に回るということ、その人数を何人ふやすかということに心を砕いていかなければいけないのかなというふうに思ったところであります。

こういった考え方というのを持っていただくということも非常に大事ではないかというふうに思っていますけれども、今、課長のほうからこの別府市の防災士の状況というのをお聞きしましたけれども、これは全国で見ますと、大分県というのは断トツでこの防災士の数というのが多い。中でも別府市は結構下のほうであったというふうに思っております。中でも女性の防災士につきましては、さらに少ない数で今頑張っている状況だと思えます。

私ども公明党では、大分県に9名議員がおりまして、このうちの選挙で1人勇退をいたしましたけれども、前回9人いたときに7人が防災士の資格を取って、それから女性の視点でということであるところで女性の防災士の資格取得について頑張っていたおかげで、かなりの女性防災士が誕生しましたというお話も聞きました。そういった中で別府市の女性防災士の数というのはなかなか少なく、やはり災害のときに避難所に来られている方、やっぱり半分ぐらいは女性の方がおられるわけですから、そういった女性の視点というのも非常に大切になってくるのではないかなというふうに思います。

この防災士の資格取得に向けて毎年啓発をしていただいておりますけれども、女性の方にさらに多くこの資格取得を目指していただけるように、また進めていただけたらというふうに思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

女性防災士につきましては、平成25年度末現在13名で、別府市の防災士全体の約6%であります。女性の視点での防災活動も必要であるとの観点から、今年度女性防災士枠も設け、各自主防災会へ推薦もお願いしているところでございます。

○10番（市原隆生君） この点につきましても、推進をよろしく願います。

では、次の項目に移らせていただきます。

教育と育成についてということで項目を上げさせていただきました。これはどういう書き方をしたらいいのかなというふうに思ったのですけれども、教育と育児については中学生も入るとかわいそうかなというふうに思って、「育成」ということにさせていただきました。

1番の項目として学校教育と児童福祉ということで上げております。これは、もう詳し

いことは申し上げませんが、今コミュニティ・スクールということで学校のほうで進めていただいておりますけれども、これは地域で学校を支えていこう、環境をよくしていこうということであると思います。学校の中には教育委員会が管理している部分と、それから児童家庭課が管理している児童クラブ、こういったものがありますけれども、地域の人から見ると、これは全部学校なのです。例えば子育てということに関して教育と、それから児童福祉、この壁を取っ払って、例えば「子ども課」というような名前で子どもの教育、育成に関する行政を一体的に扱っているような自治体もあったように記憶しております。今、地域の方に支えていただくということで進めていく上で、この中で課の壁といいますか、そういったものをなくしていく必要があるのではないかとということで、この学校教育、児童福祉という形で上げさせていただきました。この点についてどのように進めていこうとしているのかお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、例えば放課後児童クラブが学校の敷地内にありますと、保護者や子どもたちは安心できるというふうに考えている方も多いかと思います。子どもの健やかな成長を願っているということは、児童クラブ関係者も、あるいは学校関係者もともに願っていることでありますので、情報共有を図り、連携を図ることは、大変重要なことであると考えております。また、同様に教育委員会関係者、それから児童福祉関係者も一層の連携が必要であると考えております。

○10番（市原隆生君） これは市長にも考えていただかないといけないのかなというふうに思っておりますけれども、やはりこういった一体的に子どもの教育、それから児童の育成ということを進めていく上で連携をよくしていただくということが非常に大事ではないかというふうに思っておりますし、きのうも子育て会議に出させていただいて、そういった児童教育と、それから児童福祉が一体と、市民の目から見たら同じことだというふうに映っていると思いますし、私も一緒に考えていくべきだというふうに常々思っておりますし、そういった点につきまして、今後児童福祉また教育の壁を取り払っていくという方向の、例えば機構改革等を行っていただければ、非常に行政の中もスムーズにいくし、また地域の人たちもそういった手を出すといいますか、そういったことがやりやすいのではないかというふうに感じているところが多分にあります。こういったことを進めていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

これは、もう答弁は結構ですので、次にトラブルへの対応ということについてお尋ねをしたいと思います。

これは、きのう、議案質疑でもありました。中学生の不登校の数というものを聞いてびっくりいたしましたけれども、問題行動を起こしたときに担任の教師、ここに負担が非常にかかってくるというのが現状ではないかというふうに思っております。私もそういった現場の声を聞きますと、何か起こして、夜、学校が終わり、授業が終わり、またクラブ活動等も終わって、子ども、また保護者も家に帰っている時間にその家庭を訪問していろんな話をしたりということで、また、それから学校に帰ってきて次の日の授業の準備をしたりということもあるのだということも何かお聞きをしました。大変そういったことで肉体的にも精神的にも非常にダメージを受けているのではないかなという思いがしているわけがありますけれども、この点につきましてどのように対応しているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

児童生徒の問題行動が、校内、校外、あらゆる場面で想定されます。校内では、授業中に教室を飛び出す児童生徒がいれば、教師は授業を中断してその児童生徒を指導・支援することもあります。状況によっては家庭訪問等を行い、児童生徒やその保護者とじっくり

と話し込むこともあります。校外で問題行動が発生したときも、学級担任は時には深夜であっても現場に駆けつけ対応することもあります。このような児童生徒への指導・支援は、子どもや保護者とのつながりがとても重要であることから、日常的・継続的に家庭訪問等を行っている状況であります。このような状況がたび重なっていきますと、議員御指摘のとおり、中には体調やメンタルに支障を来すその要因の1つとなった教職員もおります。こうした問題行動への対応については、組織的な対応が必要になってまいります。学級担任が決して一人で抱え込まず、校内の生徒指導部会やいじめ不登校対策委員会等を利用して、他の教職員と情報を共有して協力して対応することが大変重要であると考えております。

また、問題行動等を起こす子どもの対応には、幅広い知識や経験が必要であることから、(発言する者あり)市教委や関係機関と連携するとともに、退職校長や地域の方々の御意見を聞きながら解決策を講じることも考えております。

- 10番(市原隆生君) 今、メンタル的にダウンされている方の対応方も、その中からあるということでありました。組織的に対応しているということでもありますけれども、きのうもありました、不登校の数等も聞きまして、各学校で10人以上になりますかね、この数だと。そういったこともありながら、なかなか学校現場で分担していくというのも厳しいのではないかという気もしております。

そこで、これは今進めているコミュニティ・スクールでもこういった問題に取り組んではということも聞きましたけれども、やはりこれは子どものプライバシーにもかかわる問題でありますので、例えば退職された校長先生とか、大変それまでの豊かな経験をこういった部分に生かしていただくようなことができないかというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

- 学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、退職校長には多くの経験と知識を持っている方も多いかと思っておりますので、ぜひそういった御意見を参考にしながら、子どもたちへの指導・支援を考えていきたいと思っております。

- 10番(市原隆生君) その点よろしく願いいたします。

あと、地域で支えることについてということでお尋ねをします。

今、コミュニティ・スクールを進めております。また、各学校でも学校公開日というもの設けて地域の方、どなたでもこの授業の様子を見てくださということを進めておりますけれども、なかなか人が来られていないということも聞いております。先月3人来られた、その前はずっとゼロが続いていたから大分進歩したねといっても、3人来られたぐらいで喜んではいけないうふに、そういったやりとりを聞いて思ったわけがありますけれども、こういったやはり学校の外の地域の方が学校に来ていただくというのは、そういった拠点、居場所といいますか、そういったものがないとなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

私は、部活動も練習試合等についていったときに、例えば大分市、これを見ますと大分市また国東市等でもありましたけれども、地域の方が寄りつけるような部屋が準備されております。これは上野ヶ丘中学校だったと思うのですけれども、校舎のグラウンドに面した一角、そこは外から自由に入りができるようになっているのですけれども、地域の方が寄りつけるようにそういった札も立てて、そういった一室を用意している。国東中学にしましても、ここは元高校だったと思っておりますけれども、中庭にプレハブを建てて、地域の方が来られたときにそこでいろんな集会を持ったり、また休憩したりというような部屋もあるかというふうに思いました。そういったものも準備しながら、今なかなか子どもの数が少なくなつて、余裕のある教室というのがそれぞれできているのではないかと思うので

すけれども、そういったことで寄りつきがよくなるというふうになるかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） 今御指摘いただきましたように、地域の方、保護者の皆様が、学校との連携とやり方の中で、そういう部分では今御指摘いただいたように、寄りつきがよくなった状況というのはだんだん進んでいるのではないかなというふうに捉えております。

○10番（市原隆生君） これは、ぜひ考えていただきたいと思います。これからコミュニティ・スクールを進めていくのであれば、こういった視点も大変重要であるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

少子化傾向の影響ということで質問をさせていただきますけれども、これも今、前回出させていただきました子ども子育て会議の中で、5歳、4歳、3歳、2歳、ゼロ歳、年々子どもが少なくなっているわけであります。こういった子どもの減少傾向に対して何も無策であったら、今度こういった子どもを育てるという育成する仕事、事業にかかわる人というの、将来的な不安を持って、なかなかここに飛び込んでこられないというふうに思うのです。それが顕著にあらわれているのが、今、保育士さんが資格をとってもなかなか、これは報酬の面とか仕事がついととかという面もあるかもしれませんが、やはり将来的な不安というものがあると、なかなかそこには飛び込めないのではないかとこのように思っております。その点について今後の対策はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○児童家庭課長（江上克美君） 子どもを減らさない対策をどのようにしているのかという御質問だと思いますが、児童家庭課としましては、少子化の進行は、子どもが健やかに育つ環境を形成する上でも大きな課題を抱えるため、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、子どもたちが健やかに成長し、全ての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、「べっぴん子ども次世代育成支援行動計画」を策定しております。現在、この計画に沿って「湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち」を基本理念として、子育て支援のためのさまざまな取り組みを推進しております。

子どもを減らさない対策としまして、地域における子育て支援としまして、1、地域における子育て支援サービスの充実、2、保育サービスの充実、3、児童の健全育成、そして、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備としまして、1、次代の親の育成、2、子どもに生きる力を育む園づくりの推進、3、家庭や地域の教育力の向上、職業生活と家庭生活との両立の推進としまして、1、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなど、2、仕事と子育ての両立の推進、最後に、要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進としまして、1、児童虐待防止対策の充実、2、母子家庭等の自立支援の推進などの施策を行い、子育てに対する不安感や負担感等の問題を解消することにより、多くの子どもたちを出産しても、保護者が子どもを安心して子育てしていけるような環境を整えております。

○10番（市原隆生君） わかりました。出産をしてふやすということだけではなくて、やはり別府市ではそういった保育等を含めて子育てがしやすいのだということ、市の外にアピールしていただき、別府市でどうぞ子育てしてくださいというようなこともアピールしていったらいいのではないかとこのように思っております。そういった方法で今、豊後高田市も教育、学力向上は市に任せなさいということで、そういったことでアピールをしてやっているところもあります。大分市なんかでは、なかなか保育園に入れられないというような声を聞いたこともありますし、別府市では今待機児童ゼロということで進めていただいているかというふうに思っております。そういった子育てしやすいということもアピー

ルしていただきながら、無策ではない、いろんな方法をやっているのだというアピールをさらに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、包括ケアシステムについてお尋ねをしたいと思います。

別府市の現状と、どのようにこのシステムを進めていこうとしているのかということについて、まずお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず、別府市の現状であります。介護保険制度が始まった平成12年当時2,696人であった後期高齢者の要介護・要支援者認定者は、現在およそ2.2倍の5,912人となっており、またひとり暮らし高齢者も4,778人から、約1.6倍の7,597人となっております。このような状況でも、今後も引き続き高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができる社会を実現させるために、介護サービス基盤を整備していくと同時に、地域包括ケアシステムを構築することは、最重要事項の1つであるというふうに認識しております。

○10番（市原隆生君） その高齢者を地域で支えるということでもありますけれども、やはりその方たちが住んでいる地域のこの意識を変えていくということも必要ではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、このシステムを構築するには、地域に暮らす人と人とのつながりが欠かせないものでありまして、そこに暮らす皆さんの意識改革が一番の課題であると、担当課としても認識しております。

○10番（市原隆生君） 一番この問題になるのが、介護従事者の報酬の面ではないかというふうに思います。きょうも私どもの公明新聞にもこの介護従事者の報酬のことが取り上げられておりまして、仕事がきついという割には報酬がなかなか得られなくて、この事業自体が2000年から始まってまだ浅いということでもありますけれども、社会的に意義のある仕事なのだというふうに思っていていただいて従事をしていただく。ここをどうアピールするかという部分にあるのかなというふうに思っておりますし、また、今後、長年勤めながら、またスキルアップしていく中で、個人的なスキルアップをしていく中でそういった報酬も高く得られるのだというような道筋もつけていかないと、なかなか介護していただかなければならない方はどんどんふえてきますし、これを施設では受け入れ切れないので地域で支えていこうということでもありますけれども、ここはやっぱり人員というものが多く必要になってくるのではないかというふうに思います。この点について手立てをしていかないと、そのシステムだけつくって従事者がいないということになれば何も回っていかないとことになってきますので、その点についていかがお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

介護従事者の雇用の安定を図り人材を確保することは、介護基盤整備と同様に重要な事項であると捉えております。その方策につきましては、介護職員処遇改善等促進基金事業として施設開設当時の人材確保に経費を助成する制度が創設されておりますし、また平成27年度の介護報酬改定に当たりまして、基本サービス費において介護職員処遇改善加算も含め適切な改定を行うよう、国においても検討を重ねておりますので、その行方を注視してまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） そこで1つ気がかりなことというのは、高齢者の方がひとり住まいであるときに、ひとりでおられるときに何かあったとき、どう対応できるのかということではないかというふうに思っております。先日も私の知り合いの高齢の御婦人がひとりでお亡くなりになって、私が知り合いからお聞きしましたら、前の日も電話で話をしたのだけれども、その次の日の朝、新聞がとられていなかったので声をかけてみたら亡くなられていた。うつ伏せになっていたもので、警察が来てそういった葬儀に出すまでにいろんな時

間がかかったのですよというようなお話も聞きました。本当にひとりで住んでおられて、そういったことになるのが一番心配をされることであるというふうに思います。

別府市におきましても、緊急通報システムのほうもかなり多くの方に利用していただいているというふうに思っております。多分私の知り合いの方は、そのシステムを導入されていなかったというふうに思うのですけれども、そういったことも含めてひとりの方の見守り、これは非常に重要なことになるかというふうに思うのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者福祉課では、昨年7月に別府市高齢者等孤立死防止対策ネットワーク会議を立ち上げまして、自治会を初め新聞配達関係者や電気・ガス・水道等の検針関係事業所、牛乳等の宅配事業所などの関係機関と地域住民の異変情報の提供に関する協定を市内16事業者と締結し、孤立死の防止に向けての取り組みを行ってまいりました。さらにこの会議では、協議する中、徘徊高齢者の発見のためのネットワーク会議の構築も必要であるという議論がされ、そういったネットワーク会議、徘徊高齢者を見つけやすい事業者を追加拡大していくことを確認し、名称も「別府市高齢者見守り支援対策会議」に変更したところでもあります。近日中には市内コンビニエンスストア13事業所ともこの協定を締結しまして、さらには公共交通機関や金融機関等の協定も締結を予定しているところであります。

今後も、協定事業所の増加に向けた取り組みを行うことにより、地域コミュニティーの活性化による徘徊や孤立死防止対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） よろしく願いいたします。

では、最後に「住んでよし」についてということでお尋ねをしたいと思います。

これは、まちづくりについてお尋ねをしますと、市長のほうからいつも「住んでよし、訪れてよしのまちづくりなのだ」というお答えが返ってくるわけでありましてけれども、この「住んでよし」ということについて、現状はどうかのかなというふうに思うところがあるわけです。というのが、別府市民の方も、別府市は住みにくいというふうに言われる方もありますし、例えば大分市、また日出町に住んでおられる方も、「別府なんかでできぬ、できぬ。高いのだろ」というような方もありまして、イメージとして大変よろしくない部分があるのではないかとこのように思っております。行政が進めていることではなくて、逆のイメージで周りでは考えておられる方がいるのかなというふうに思っております。

そういったところで別府市の人口につきましても、本当に毎年毎年微減といえますか、徐々に徐々に少なくなって、今12万人を割っております。今、外国人の方も住民登録ということになっておりますから、その数がふえて、なかなかちょっと煙に巻かれたような形になって、本当に根っからの別府市民の方が何人いるのかというのが今わからないような状況になっております。数字的には12万人を超えておりますけれども、実質は切っているであろうというふうに考えております。こういった徐々に減っていくという中で、やはり1つはイメージがよろしくないのかなというふうにも思っております。行政が進めているにもかかわらず、そういったイメージが内外に定着しているというのが、私が最近感じているところであります。

温泉があり、住むには非常に住みやすいところだというふうに思っておりますけれども、このたび大分の駅が大規模に変わってよくなっております。ホルトホールもこの前、写真展等に行かせていただきましたけれども、それで大分駅をおりて、本当に歩いて2分ぐらいのところであります。今、駅ビルも工事中で、あれができると大分の周辺がひとり勝ちになるのではないだろうか。今まで駅の表といえますか、されておりました北口ですか、トキハ等ありますけれども、こっちに今度は人が来なくなるのではないかとこのように心配もされております。

そういった中で、では別府はどうかのかなということでもありますけれども、私はいろいろJRで、私の住んでいるところから別府大学駅に行き、大分駅に行くと大変便利でありまして、20分もあれば大分駅に着きます。そういったのをちょっと調べてみましたら、亀川駅から22分、別府大学駅から19分、別府駅から15分、東別府駅から12分で大分に着くのです。ただ、大分の住宅地、例えば豊後国分駅、これは富士見が丘とか大きな団地がありますけれども、そういったところから行くとやっぱり15分かかりますし、敷戸団地からでもやっぱり10分ぐらいかかるのです。別府市に住んで大分市に行くというのは、そんなに難しいといえますか、不便なことではなくて、かえって日豊本線でありまして、電車の数が多い、豊肥線、久大線に比べて。そうしたら、住んでいただく、観光地ということよりもベッドタウンとしての捉え方というのは、今後は必要ではないかというふうに思っておりますし、別府市に住んで、例えば大分市に仕事に行っていたかということもあり得るのかなというふうに思うのです。

「住んでよし」ということで、どんどん別府に住んでいただいて、それで人口がふえるというのも、私はありではないかというふうに思っておりますし、その点の考えはいかがでしょうか。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えします。

議員がおっしゃるように、住みやすいということのまちづくりで福祉、教育、子育て環境の充実など、まず市民が暮らしやすく、愛着が持てるようにすることが重要だというふうに考えております。2040年までに自治体の半分が消滅するという推計の発表もございます。これからの人口減少、とりわけ生産年齢人口が減ってくる現実に向かって、基礎自治体として対策を考えなければいけないということもございますが、その政策の方向性について、現在行政経営会議の中で議題として人口減少、超高齢化社会を掲げまして、各部各課からそれを見据えた課題と対策について、現在集約等協議を行っているところでございます。

いずれにしても、別府には温泉の恵みがございまして、「住んでよし」というまちのイメージ戦略、PRも必要でございます。その意味では、「訪れてよしのONSENツーリズム」は、究極の定住移住促進策ではないかというふうに考えておりますので、別府市としましても、一過性ということではなくて、長期的な展望を持って住みやすいまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） これは先ほどから何回も言っていますけれども、イメージがよろしくないのです。まずこのイメージをがらっと変えていくということの取り組みをしていただきたいと思っております。

人口減少に抗うという項目を上げておりますけれども、これはもう何回も私どもの堀本議員のほうから指摘がありました。なぜ婚活をどこも今やいろいろな成果を上げているのにやらないのかという指摘があったわけでありましてけれども、人口減少を食い止めるといって婚活の支援についてはどのようにお考えでしょうか。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

これまで御質問に対しまして検討を行ってまいりました。目的を少子化対策にするのか定住促進対策に位置づけるのか、また個人のプライベートなことなど、民間主導が好ましいのではないかという考えでございました。

去る5月に別府記念競輪のイベントの1つとしまして、旅行会社の企画で婚活バスツアーを行い、22人の参加のうち4組のカップルができたという報告を受けております。また、今週ですが、別府路地裏バル実行委員会の主催で「バルで婚活」、「バル婚」というイベントが開催されました。このように民間での活動がありますので、今後別府市としましては、まちづくり団体を資金面で事業支援を行う泉都ツーリズム支援事業の中で、毎年

すばらしい事業提案が民間の団体から出されております。また婚活につながるものではないかという提案もございますので、こうした事業提案を婚活、地域活性化、定住促進につなげていきたいというふうに考えております。

○ 10 番（市原隆生君） 知らない間にこういうのが行われていたということではなくて、別府市が主導でこういう方向でやってもらいたいということ、民間を動かしてもいいのですけれども、そういった別府市の思いとしてこういうことをやってもらいたいということをしっかりアピールしながらこういうのを進めていただきたいというふうに思います。

○ 23 番（河野数則君） それでは、通告に従いまして質問をしてみたいと思います。

まず最初に、ゆめタウン問題です。実を言いますと、さきの議会でこのゆめタウン問題については、私の考えの中でもう結論が出ているのかなと思いましたが、このことは取り上げないと申しあげましたけれども、その後、たくさんの方からお手紙をいただき、電話をいただき、「別府市の重要課題の1つをどうして途中でやめるのか、議会でちゃんと決着をつけるべきものが議員ではないのか」というお叱りをいただきました。その後、いろんな検討を重ねた結果、今回またこういうことで取り上げさせていただきました。

市長、はっきり申し上げて、私はイズミが出店したことについては、もうこれは問うことではないと思っています。仕方がない。ということは、もう出店して6年過ぎますので、出店は、これはいたし方ないのかな。賛否両論ありますけれども、結果的には市長が辞職をされてまで選挙をされてこの商業施設を誘致した。しかし、これは市長、私は過去に何回も申しあげましたけれども、これは禁じ手です。自分の願いがかなわなければ、やめて市民に問う。これはどこかの市長さんと一緒に、わがままな、本当、だだっ子のやることです。本来は別府の一大事ではありません。商業施設はやっぱり市民が全員とはいきませんけれども、ほとんどの市民が、皆さん方、団体、市民が賛成をして誘致するのが一番これは好ましい形です。ですけれども、そういうことで市長が選挙で勝ってゆめタウンを誘致した。もうこれは店舗展開がなされていますので、ただ私が申し上げたいのは、この店舗展開と協定書にうたっていること、このことを私は別にして考えるべき、こういうふうに思います。

まず1点目は、店舗展開をするときに、過去にもいろんな議員さんが質問してまいりましたけれども、店舗展開するときに道路の交通アクセスについては、歩道橋を設置する、ワンコインバスを走らせる。これはゆめタウンの開業の条件だったのです。これは1次、最初の条件です。それから2期工事で、シネコンとか足湯とか美術館。これはここにも私は協定書を持っていますけれども、この協定書の中に期限が入っていません。ですから、ゆめタウンに20年間土地をお貸ししました。極端に言えばこの20年間にやればいいのかないかという、この理解もできないことはないのです。しかし、きょう私がお尋ねしたいことは、この協定書の中を見ると、ゆめタウンが出店したということは、これは楠港の関西汽船が以前着いていたこの跡地をゆめタウンに貸したということがもとで、あの建物ができたのです。

市長、これね、この中にありますけれども、不動産でいう借地借家法なのです。これは平成3年の法律第90号第23条に規定があります。この法律にのっとってあの土地をお貸しした。ですから、協定書が、これ、効力がない、ないと言いますけれども、これをこの協定書の中に賃貸契約をするとあるのです。契約です。その契約をした中身でいろんな附帯事項がついてきたのです。ですから、今私が申し上げたように、国土交通省といろんな協議をしたけれども、歩道橋はだめ。地元のバス会社と協議をしましたけれども、これも、ワンコインバスもだめ。ですから、最初に、出店のときに計画したことは何もできなかったのです。ですから、今残っているのは、最初の歩道橋とワンコインバスはだめです。残っていることについて、これ、立地協定書を持っていますか、市長、持っていますか。持っ

ているのなら、最終ページのその他の第12条、どなたか読んでください。

- ONSENツーリズム部長（大野光章君） 私のほうで原文のほうを読ませていただきます。

「その他第12条 市及び会社は、信義に従い誠実にこの協定を履行し、この協定書に定めのない事項について約定する必要が生じたとき、またはこの協定書に定める事項について疑義のあるときは、その都度協議の上決定するものとする」、以上です。

- 23番（河野数則・君） 市長、今、部長が言われたとおりです。「市及び会社は、信義に従い誠実にこの協定を履行し」、「この協定書に定める事項について疑義のあるときは、その都度協議の上決定するものとする」とあるのです。何もしていない。できない、何もしていない。話し合いをしていないではないですか。ただ別府市は、何か近鉄跡地を買ってくれませんかとか、あれしてください、これしてください、申し入れをするだけで何もしていない。ここにちゃんと書いているではないですか。

いいですか、市長、これは私に言わせると、信義とは何ぞやと問いたいのです。いいですか、信義とは、「偽ったり欺いたりせず、真実で正しい道を守ること。真心を持って約束を守り、相手に対する務めを果たすこと」とあるのです。今、市長あなたがやられていることは逆なのです。逆はどう言うかわかっていますか。どうお思いになりますか。信義にもとる行為、信義に反する行為。今別府市がやっていることは、この協定書にうたっている信義に反することなのです。

それから、もう1点。私は申し上げたことがあります。これはなぜかという、協定書の裏に別府市長、浜田市長、それからイズミの山西社長、立会人、当時の議長の永井正議員、今おられます。この立会人という定義を教えてください。

- ONSENツーリズム部長（大野光章君） 契約等において、通常2者ですけれども、2者が契約等を確認することにおいて、それを第三者的に確認、保証するという意味合いで立会人というのが設置されていると思います。

- 23番（河野数則・君） 部長、そのとおりです。後日の証拠にするために証人としてその場に立ち会う人が立会証人です。保証人と一緒です。私が申し上げたいのは、市長、ここに議長を立会人にさせて、これは今私が申し上げた信義に基づいてその都度協議する。では、協議の過程に市長と山西社長は何回もお会いしましたね。では、なぜ議長を入れないのですか。

- 副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

市長と山西社長あるいは会長、その他役員との話し合いの場では、まだその方向がはっきり見えないために、議長をまだ呼び出す段階ではなかったというふうに考えております。

- 23番（河野数則・君） いや、私が申し上げているのは、見えないから協議をするのでしょうか。見えないから協議する場に立会人がいなくて2者だけで話をする。では、なぜこの立会人、本来協定、立会人を入れなくていいのですよ。当事者間で立ち会いをすれば協定書は成立です。では、何でこの立会人に議長を入れたのですか。これは市長、議会をばかにしておるのと一緒ですよ。当時私は平成15年から平成18年まで議席がありませんでしたから、このゆめタウン誘致のときはわかりません。しかし、後の書類とかいろんなものを見させていただいて、この協定書をサインするときどなたか説明者がおられたのか、ここが全部この中身を精査して納得して私は署名捺印したと思います。これだけ出して、あなたは署名捺印しなさい、はい、わかりましたと、した人はいないと思いますよ。後のあかしとするわけですから、ですから、申し上げているのです。いろんな協議をする過程の中で、当事者同士がするために立会人をつくったのですから、この立会人も入れていい方向に持っていくのが民主主義ではないのですか。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） 議会のほうで立ち会いしていただいて、協議の中に議会のほうが入っていないのはおかしいという御指摘ですけれども、実質的にこれまでそういうことになっておりませんでしたので、大変申しわけなく思っております。ただし、個々進展したとき、議場でも質問されて、こちらから積極的に説明するところも足りなかった面もあると思います。

今後については、もう過去のことはちょっと別にしまして、今後また議会のほうと十分協議をしながらやっていかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○23番（河野数則君） 申し上げたいのですけれども、この中身については、この協定を交わす場に大野部長も中尾副市长もおられなかったと思います。中身はわからない。中身がわかるのは市長だけです、ここにサインしているわけですからね。ですから、サインした方が答弁をしないと、わからない人が経過説明してもできぬと思いますよ。

○副市长（中尾 薫君） この協定書は、別府市長浜田博が当局としては結んでおりますが、当局の代表者として結んでおります。また、その他のその後の事務については、当然副市长、前の副市长、関係部長等が当たっておりますので、その部分について答弁させていただいております。

○23番（河野数則君） いやいや、はっきり申し上げて擁護し過ぎなのです。過去もいろんな事例がありますけれども、市長に余りあなたが擁護し過ぎて、市長に本当のことが伝わっていない。私ははっきり申し上げて、市長、もう裸の王様論は解消したと私は個人的に思っていますよ。私は意思疎通がとれているのかなと理解しています。そういう中で今の時期、市長が何回もこの議場、なぜ私がこう言うかということ、何回もこの議場で「私の任期中に政治生命をかけて処理をする」とあなたはおっしゃったのです、何回も。あと10カ月ですよ。右も左も、どちらに向くのかわからない。

それから、市長の考えと事務局側の考えと、それと私ら議員含めて何人か、名前を申し上げてもよろしいけれども、堀本議員、それから加藤議員、山本議員、首藤議員。イズミに行かせていただきました。私も2度お伺いした。そのときは山西社長と吉田専務にお会いしました。後は亀井ONSENツーリズム部長も同行していただいて吉田専務にお会いしました。そのときに私はこう申し上げた。「きょうは、山西社長はおられないのですか。では、吉田専務がイズミ側の全権大使でいいのですね。全権をあなたが預かって話ができるのですか」、「そのとおりです」と言われて、お話ししました。そのときの感じは、何回もこの議場で申し上げましたけれども、これはできないなと思いました。別府市の我々議員が行っても、これは相手にしてくれないな、これは済んだ話だなという感じがしました。ですから、先ほど申し上げたように、私はこの件は終わったので、もうこの議場で申し上げても一緒かなと思ったのです。

ただ、市長、では市長に聞きます。今の段階でどうしようと思いですか。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

これまでこのイズミの問題については、数多くの御指摘をいただいて、またお叱りをいただきました。この立地協定の重要性、重さ、それから議会の立ち会い、このことについては、本当に重要視をさせていただいておりますが、これまで十二分に議会に立ち会いの相談をするということがなかったこと、この点については本当に反省をいたしております。

この立地協定、これまで私は、これまでの経過はいろんなことを詳しく今は報告をいただきましたので申し上げますが、この履行については、何とか履行させたい。これまで強く履行を求めてきたことも事実です。トップ交渉を含めて数回にわたってやりました。最近まで続けてまいりました。

諸情勢は別にして、今のこの時点においては、私は今御指摘いただいたことを真摯に受

けとめまして、市民の皆さん、さらには議会の皆さんに、これまで履行させることが今時点でできなかったことにつきまして、まずは心からおわびを申し上げます。大変申しわけありません。

ただ、今議会が立ち会いをしたこの重さを受けとめていないという御指摘をいただきました。今後はどうするのかという問題については、議会としっかり調整をさせていただいて、今後の対応を考えていきたい、このように思っております。

- 23 番（河野数則 君） 市長、市長の思いはわからぬでもありません。ただ、イズミと約束をされて、これを何とか履行させようという気持ちはわかるのです。しかし、相手側が乗ってこない話は、片方でも、幾ら言ってもだめなのですから、ただ私は考えますけれども、このイズミ誘致によって税収や雇用の確保ができた、それから協定外の地域貢献策など、いろんな賛否がありますけれども、いろんなものもできたことは、それは一方では、片方ではよかったな、こういうふうに思っています。

私から、これ、市長、解決策になるかどうかわかりませんが、提案をしたいと思えます。なぜかといいますと、これは市長が今期でやめられるのか、来期でやるのかどうかわかりません。後でまた聞きますけれども、これは項目が違いますけれども。ただ、これは 20 年間、6 年になりますね。残り 10 年以上あるわけです。ですから、その中で、今、市長が言ったように、どういう形にしたほうが一番いいのか。これは、この議会後にぜひ行政と、それからゆめタウン・イズミ側と議会側と 3 者で協定するときも議長がちゃんと立会人になったわけですから、今までの経過を全部説明されて、議会からもいろんな意見を聞いて、この 3 者で協議をしたらどうか。そして、1 つずつでも解決策を探る。これが市長、あなたが市民に約束した 1 つの道だと思いますよ。今できません、済みませんでした、ごめんなさいではダメです。

ですから、これを何とか解決に向けて糸口を探そうという気持ちがないのですか。ただ漠然とイズミに向いて、何かやってください、何かやってくださいではありません。これは、例えば何年かかろうと、市長、あなたがやめた後でも 20 年間、まだ十数年間イズミがあそこにおる。これ、私に言わせると、イズミがこの問題を全部履行できなかったら、20 年で撤退すべきと思っています。そうでしょう、市長、そうなるでしょう。約束を履行できなかったわけですから、ですから、その約束事に向けて 3 者が集まって、議長なりが立会人になって本当に真摯に話をすべきと思いますが、どうですか。

- 市長（浜田 博君） 先ほど市民の皆さん、議会に、これまで履行させることができなかったことについて、心からおわびをさせていただいたわけで、この協定書をどうこうという、協定書は生きていると思っていますから、これからしっかりと地域貢献は将来にわたってやっていただくという思いの中で、今提案をいただきました議会立ち会いの中で、議会と会社と別府市でしっかりとこの議会終了後調整をしていただいて、一緒にこの今後の対応についてけじめをつけたい、このような思いでいっぱいでございます。よろしく御指導いただきたいと思います。

- 23 番（河野数則 君） こういうことを申し上げては、市長、大変申しわけないのですが、私はあなたにこのイズミの問題を解決する私は救いをあなたに差し上げたというような気持ちでおります。ぜひこの 6 月議会終了後にイズミに申し入れをしていただいて、うちの吉富議長立ち会いの中で話し合いをちゃんとした形でしていただきたいということを申し上げて、この問題を終わります。

議長もよろしく、その件についてはよろしくお願いします。

次に、これはちょっと言い方が悪かったかどうかわかりません。市長の言動についてということですが、私が申し上げたいのは、議会の中もそうですけれども、市民のいろんなうわさの中で、選挙が来年の 4 月、間近になっています。そういう中で、今度は別

府の市長さんはどうなるのかなという話があちこち出てきます。

それで市長、ここに、これは私が言ったわけではありません、あなたが言ったわけですから、新聞記事をちょっと切り抜きで持ってきました。2月6日の、これは大分合同新聞です。「意中の人がいると次期市長選で浜田市長」。「別府市の浜田博市長は、5日、次期市長選への対応について、『市出身者に意中の人がいる。今要請をしているところだ』と述べ、後継者を探していることを明らかにした。一方で、『その方が選挙に出てくれなくても市政を投げ出すことはない』とも述べ、自身の出馬にも含みを残した」と、こう書かれているのですけれども、ここで伺いたいのは、市長、あなたは「後継者」と言われる方をお願いしたいと書いていますけれども、これは2月です。今はもう4カ月たちました。その後どうなったのですか。もし答えられれば教えてください。

○市長（浜田 博君） 当時、そのような発言は事実でございます。意中の人、私は、別府市のために「住んでよし、訪れてよしのONSENツーリズムのまちづくり」、このことで共感をいただいている方をお願いしている状況であります。現在もその気持は変わりありません。詳細については、この場では発言は控えさせていただきたいと思っております。

○23番（河野数則 君） ということは、今も要請中だということですが、そういう後継者がちゃんとあれば、もう市長、この次はあなたは出られないということで理解しているのですか。

（答弁する者なし）

○23番（河野数則 君） 恐らくお答えはできないなと思いましたが、しかし、今、市長の口からまだ要請をしているという発言がありましたので、その要請をされている方がおられるのなら、市長、もうはっきりその方が受ければ、私は出ませんと言ったほうがいいのではないですか。その人が、要請しながら、私も出ますよ、出ませんよでは、これは態度表明になりませんから、それは時期が早いとおっしゃるのかもわかりませんが、私に言わせると必ずしも時期は早くありません。やっぱりこういうことは早く決めないと、市政の混乱になります。職員にも動揺が広がります。いろんな形の中でやっぱりちゃんとした形をとることがいいのかな、こういうふうに思っています。

そういうことで市長、今、市長が言いました「ONSENツーリズムのまちづくり」ということでしょうけれども、なかなかこの「ONSENツーリズム」に乗れる人は少ないと私は思っています。この「ONSENツーリズム」とは何かなという、まだ市民にそのことがわかっていないのですよ。議員もわかっていない。きょう、朝、その論議があった、うちの会派でも。どうも何か市長が言われることと市民にいろんなことを伝えようとするのがちぐはぐで、当局側も何か戸惑っている感じがたくさんするのですが、そこら辺は市長としても何年にもなるのですけれども、それが市民に本当に市長のまちづくり、今、市長があなたの意思を継いで、あなたの後継者は意思を継ぐ人と言われましたけれども、市長が今されていることが市民に浸透して、市民からなるほどな、浜田市政をこれでいいという答えが出ているかどうか、あなたはどう感じていますか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

ちょっと難しい状況の判断をするのですが、ここ数日、多くの方々から、支持者も含めてですが、「市長、もう一回やってください」という声、さらには浜田市政、「ONSENツーリズム」という言葉は使っていませんが、「浜田市政が継続しないと将来が不安だ」という具体的な意見もたくさんいただいています。この点については、今私が判断できない状況もありますし、非常に微妙な段階ですから、皆さんに御心配をおかけしているかと思いますが、大変心苦しいのですが、私としては政治活動、ちょうど36年目を迎えております。このことをしっかりと私自身も総括をしながら、時期が来れば私の進退は必ずしっかりと表明をしたい、こう思っていますので、いましばらく時間をいただけないか、こう

いう思いです。

- 23番（河野数則・君） 市長の今の発言、私なりに理解させていただくと、やる気まんまん、次期も市政を担当したいという気持ちが伝わってきました。

ただ市長、うちの野上議員からも通告がありますから、恐らく重なると思います、少しだけ。この「ONSENツーリズム」のまちづくりをするについて、あなたは市民と一体となってやりたいと何回も言ってきました、「市民の目線で」。なぜ市民協働の条例を制定しないのですか。

（答弁する者なし）

- 23番（河野数則・君） 本来市長、私に言わせると、今全てやっていることが市民協働なのです。そうでしょう。市民の皆さんがいなくては、あなたは何もできない。全部市民の皆さんと、お祭りもそう、いろんな、することが全部市民協働なのです。ただ今、別府市が一番あなたのまちづくりの中で欠けていることは、誰が何をしてどうしたらいいのか、取り決めが何もないのですよ。どこの市に行っても市民協働の条例を制定しています。こういう形でまちづくりをするのですよ、このことについてはこういう市民が参加するのですよ、このことについてはこういう人たちが頭になってするのですよ。しないから、今私も自民党議員団の中で野上議員を座長にして、ほとんど骨子ができました。12月に、今行政側と自治振興課長にもちゃんと話をし、部長にも話を通して、先だって伊藤部長も私どもの総務企画消防委員会の視察に一緒に行っていて、この市民協働を勉強しました。今議会の提案で、行政側より先に議会提案で市民協働の条例を出そうとしているのですよ。市長、市民協働の条例なくして市民の皆さんの協力が得られるのですか。口だけでいろんなことを言って、梓にはめるのではないのです。誰が何をするのか、それすらできていないではないですか。「ONSENツーリズムまちづくり」、それはもってのほかですよ。

今、議会からそういうような条例制定に向けて12月議会に提案をしたい、来年の4月に施行したい、申し入れする。それ、市長、部下から聞いていますか。

- 市長（浜田 博君） はい、十分に聞いておりますし、その方向を目指しております。ただ、私も12年前に市長の公約の中で1番に挙げたのが、市民と協働、協力して働くという言葉を使わせていただきました。別府八湯を生かした市民と協働のまちづくりをやりたい、市民の目線で、市民の声を聞いてやりたい。この一心でずっとこの12年間走り続けたと思っております。その中で協働推進室を設置し、今協働指針を出し、そして議会の提案をいただくその条例についても前向きに検討しているという状況ですので、御指導ありがとうございました。しっかりその方向を目指して頑張っていきます。

- 23番（河野数則・君） 市長、それはあなたが就任してすぐ言われた。もう十数年たって、いまだに何もできていないということは、やっていないということですよ。そうではないですか。物事を十年一昔、10年前に言ったことをいまだに何もできていない。では、議会から提案して、そうですか、ありがとうございます。それは行政のあり方はよろしくありません。しかし、できていないならしよがありません。ですから、今申し上げたように12月の議会に提案をさせていただいて、議員の皆さんにも今度行財政・議会改革等推進特別委員会でお諮りしようと思っています。そういうことでぜひ行政側もちゃんとされて、一緒に乗っていただきたいなというふうに思っています。

そういうことで、市長から確たる答弁は出ませんが、これは市長の個人に、市長選に出るのか出ないのか、個人にかかわる問題ですから、余り私が深く追及することはできませんけれども、先ほど市長が答弁されました。ちゃんと態度が決まれば、ちゃんとした形で申し上げます。期待をして待っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう時間が半分過ぎましたので、次にいきます。

別府市の美術館の現状、そして美術館の沿革について、まず最初に伺いたいと思います。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

別府市美術館は、炭鉱経営者として成功をおさめた実業家の佐藤慶太郎翁の寄附金をもとに、昭和 25 年 10 月に九州では最初の公立美術館として別府市公会堂、現在の中央公民館 3 階に開館しましたが、昭和 46 年 10 月に新築されました文化会館、現在の市民会館の 3 階になりますが、そちらのほうに移転をいたしました。その後、上人ヶ浜公園の一角にありました海浜ホテルの寄贈を受けまして、昭和 59 年 10 月に文化会館から移転、独立した美術館として開館し、現在に至っております。

○ 23 番（河野数則．君） そこで市長、申し上げたいのは、今、生涯学習課長から答弁がありました。昭和 25 年に九州では最初の公立美術館として、今の中央公民館に別府の美術館はできたのです。そのことは多くの議員が知っています。あなたが知っているかどうか知りません。それで、議会の意見として、今の中央公民館を美術館にしたらどうですかという意見が出たのです。何も根拠がなく今中央公民館に美術館と言ったわけではありません。これは九州で最初の公立美術館ですよ。それをいろんな事情、上人ヶ浜公園に海浜ホテルの寄贈がありましたから、そこに移したのですけれども、これ、やっぱりそのとき賛否がありました。海岸の潮風が当たるところに美術館をつくっていいのかなのか。これは脇屋市長時代の話です。たしか昭和 58 年、59 年ごろの話かね。いろんな問題点はあったのですけれども、脇屋市長の提案であるそこに移転をするということになったのですが、私に言わせると、九州で最初の公立美術館の発祥の地なら、本来なら中央公民館に戻すのが一番いいのかな。しかし、あなた方は公会堂、公会堂。文化的価値があると言いながら、今公民館に戻そうとしています。それは行政の考え方ですから、余りこの議会のほうでいろいろ申し上げても、これは予算もつきまして。ただ、この予算も耐震とエレベーターだけですから、その後、市長がさっき言われたように、また今後市政を担当されるのなら中央公民館でどうかわかりませんが、もしこれは違う方がなられたときには、それはまた方向転換になるかもわかりません。私は、その方向転換するときに期待しています。あの中央公民館のもとあったところに戻すのが一番いいのです。と思っています。しかし、それは後の方の考え方ですから……。

それから、この美術館、課長、雨漏りしていますね。間違いありませんか。

○生涯学習課長（本田明彦君） はい、間違いありません。

○ 23 番（河野数則．君） 市長、美術館が雨漏りする。予算も何も上がっていません。何にも手当てしようとしていない。これはどうするのですか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

現在、老朽化に伴ういろんなやはり施設の不都合が出ております。雨漏りにつきましては、直接展示作品にかかるといったようなことはないのですけれども、やはり美術館として入館者を迎える態勢が整っておりませんので、早急に我々のほうで対策を検討してまいりたいと考えております。

○ 23 番（河野数則．君） 市長、何か全然話がちぐはぐで、いいですか、雨漏りは美術品にかかっていないのでいいというような答弁です。そんなものではありません。本体自体が雨漏りしているのですよ。では、雨漏りしている段階で改修をするのか移転をするのか、ちゃんと出すべきではないのですか。もし今、展示のところが雨漏りしなくても、別のところは、それは展示の場所に雨漏りするかもわかりませんよ。今、本田課長から答弁がありましたけれども、老朽化してというのです。老朽化がわかっているがそのままほったらかし。

先般、市長、こんなことを言って悪いけれども、市長からちょっと私にも耳打ちがありました、美術館を買いたい。思いは一緒です。ただ市長が提案した場所、これはちょっと

無理ですね、空調が全く効きませんから。ですから、そういう思いがあるのならあるように早くやっぱり議会側に提示すべきですよ。議会のほうから、ただ内部で検討されたのはわかっていますが、議会からいろんなことを指摘されて初めて内部で検討しておるとか、老朽化しているからと。それはもう、そんなことはもってのほかです。

ですから、私に言わせると、雨漏りするのなら一部あそこを閉館して、市長、閉館。そして修繕を、一部直して、いいものがあれば県立美術館に一部を貸し出しでもして展示をしていただいて、別府市が今議会の中でも土地の利活用の特別委員会が、松川峰生委員長でできています。その委員会と一緒に、連動してその土地を探していい場所に美術館をつくるのかどうなのか、もう検討する時期だと思いますが、いかがですか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

美術館の現状等については、教育委員会等と協議をさせていただいております。教育委員会、財政部門等、今の河野議員の御指摘のような状況であることは、私も存じています。それで、どういうふうな形でやっていくかということは、今、河野議員さんがおっしゃったように一部を閉館するという手もありましょうし、新築という部分も考えとしてはあります。ただ財源的な問題、場所の問題、そういうもろもろの情勢を考えなければいけないということで、今担当部署、私も入ってその方向性を模索しているところでございます。

○23番（河野数則 君） いやいや、私が言っているではないですか。内部検討結構。では、なぜ議会にも話をして、議員の力も借りようとしらないのですか。特別委員会が設置されているのですよ。そうでしょう。

それでは、あなた方に聞きますけれども、議会というのは、あなた方は決まったことだけ議会に提案をして議決を得るだけの行為ですか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

その前に、議員のほうからありました議会の特別委員会も含めて、うちの一定程度の考えができれば、当然その特別委員会にも御相談をしようというふうに考えております。

○23番（河野数則 君） 教育長は、それでいいですか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

市民の財産でございますので、他の課と今早急にこの美術館の今後のあり方については議論しているところでございますので、また議員の皆さんとも協議をしながら進めていかなければいけない重要な課題だと思っているところでございます。

○23番（河野数則 君） ぜひ、やっぱり議会も交えて、市長、検討していく道を探ったほうがいいと思います。

そういうことで、ただ私からまた提案です。市長、いつもONSENツーリズムの中で、市長、「別府八湯」、「八湯」、こう言われますけれども、今別府八湯の中で一番人気があるのは別府海浜砂湯なのです。これは「八湯」と言いません、そうでしょう。やはりぜひ別府八湯プラス海浜砂湯をちゃんと入れるべきだと思いますよ。パンフレットに載っていても、言葉で言わないとわかりません。

それから、もうちょっと、国道10号のアクセスがいいわけですから、国道10号にもうちょっと大きな看板つけて、わかりやすい場所。

それから、もう1点。資料をいただきましたけれども、平成25年度に、市長、利用者が1万人増加して4万5,000人になっているのですよ。これは大変な数字です。なぜ私がこれを今申し上げるかという、あの美術館と砂湯を連動していただきたいと思っています。砂湯の今駐車場と海浜砂湯のあり方を教えてください、現状。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

議員さん言われますよう、別府海浜砂湯の利用者が急増しております。現在砂湯の管理運営につきましては、指定管理者制度を導入し、利用者の皆様に満足いただけるサービ

スの向上に努めているところでございます。連休、週末には利用者の待ち時間もふえ、駐車場不足という課題も浮上しております。この駐車場の不足につきましては、既に利用者の待ち時間も含めまして、この対応を指定管理者のほうで美術館と連携をいたしまして取り組みを行っているところでございます。

- 23 番（河野数則．君） 市長、課長は言いませんでしたけれども、あの中、駐車場整備、何もできていません。あの松林の中にわずか車 16 台。それも前に来た方は、後から出ることができない。駐車場ではないのです。駐車場ではないところに車を入れさせているのです。多いときは美術館の駐車場に車を入れているのですよ。美術館の利用者ではないのです、砂湯のお客さんを美術館に入れているわけです。ですから、今言うように美術館が、潮風が当たったり老朽化して、あの場所がよろしくないという認識があるならば、私が言ったように別府八湯プラス海浜砂湯をちゃんと入れて、あの海浜砂湯を、市長、もっと大々的に宣伝すれば、年間には 4 万 5,000 人おるわけですから、まだまだふえる余地があると思いますよ。

それから、あそこに建物が建っていますから、もう改善してもしようがありませんけれども、あそこにコーヒーショップとか簡単な軽食ができるような待合室をつくって、駐車場はちゃんと整備して——指宿にちゃんといい、すごい砂湯がたくさんあります——別府の代表的な砂湯は海が見える、こんなものですよという。市長、あなたが言う「住んでよし、訪れてよしの ONS EN ツーリズム」の一環としてお考えにならないのですか。どうですか。

- ONS EN ツーリズム部長（大野光章君） いろいろな課題があることは承知しております。当砂湯の位置、これ、上人ヶ浜公園の内部になっております。美術館とか特定の用途に限って建物とか別の用途に使うことができます。そのほか老人の家、それから昔の婦人会館、今の北部地区公民館の別館、こういった建物の面積とか総合的に、公園内に占める建物の面積とか、そういった問題もありますので、その辺も加味しながら、それから去る議会で指摘を受けた視線の問題、そういったことで今通路の見直し、通路を海岸から内側にやる、それから公園内で今使っていない用地、松がない部分、こういったところが公園と協議の中で駐車場として利用できないか、そういったことも進めております。

今後、総合的に砂湯、今言われたように活用すればこれ以上利用客がまだ伸びる余地があります。その辺の推移も見ながら中長期的な検討、建物に関しては特に十分配慮しながら考えていきたいと思っています。

- 23 番（河野数則．君） 部長、あなたの答弁は了としたいのですが、私は反対です。というのは、それは公園の網かぶりはわかっています。しかし、行政が民間に網かぶりの土地を利用させる、これはいろんな異論が出てくる。しかし行政と行政間、上級官庁にいろんな行政が申すのは、そう難しい問題ではないのですよ。そうでしょう、ちゃんと計画が立ってちゃんと話ができればできる話ですから。

それから副市長が言いましたけれども、予算の問題、確かに予算の問題があります。それを言ったら何もできない。何もできない。では、逆に言わせていただいたら、予算の問題はあるけれども、中央公民館に公民館として価値を残すのか、何をするのかわかりませんが、単費で 12 億円使うのでしょうか。そうでしょう。ということは、予算がないことはない、やろうと思えばできるのです。あなた方は勝手に予算がない、言うだけで、やる気ならできますよ。では、あその砂湯を拡張して簡単な建築するのに幾らかかると思っているのですか。そんなに中央公民館にかけるほどお金はかかりませんよ。私が先ほど申し上げたように、中央公民館は美術館にして、あの横の土地に集会所を建ててあげれば、これは中央公民館として活用できるわけですから、一緒に。ですから、いろんな考え方があると思います。

ただ中央公民館、言いたくありませんけれども、最初市長が「公会堂、公会堂」と言ったのです。「公会堂に復元をする」と言ったので、では、公会堂というのは完全復元かな。違うのですね、外側だけ。中は今の新しいバリアフリー方式にして、多目的トイレを入れて、段差をなくしエレベーターをつけて、文化財のような形を残しですよ。そうしたら、こんなことになったら文化財と言わぬということになった。今の行政は何をしておるのか。もう言えぬのでしょうか、「文化財」と言わぬのだと。「中央公民館を改築した」と、こう言い出した。ですから、もう何か議会から指摘をされるどころどころ変わる。ですから、今言いわけだけではなくて、やっぱり議会の指摘も指摘でちゃんと本当に受けとめていただいて本当に一緒に、さっきから何回も言いますけれども、行政だけではなくて議会も含めて一緒にまちづくりをしていただきたいということで、この美術館問題は終わります、もう余りしておると時間がありませんから。

それでは、もう簡単に最後に倒木問題についてお伺いします。

市長は御存じかどうかわかりませんが、今全国でこの倒木問題が大変な問題になっています。その倒木も、これは森とか山ではなくて公園とか遊歩道とか歩道にある樹木。この樹木が倒れて人が亡くなったり、広島県の三原市では、大きな枝が落ちて女性の方が亡くなりました。昨年は大分で、街路樹が倒れて通行止めするような騒ぎがありました。

防災ともう絡んで言いますけれども、別府市は御承知のように扇状地で、坂道ばかりです。そして、いろんな今危機管理の中で避難路を整備していますけれども、この避難路にも危険な木がたくさんあります。一時、市長、思い出してください、荘園の桜の木が、中が空洞化して、行政がこれは危険、危ない、切ろうとした。そうでしょう。業者に発注をした。そして地域住民に、この木は危ないから切りますよと。地域住民が反対運動で市長のところに陳情に来た。それなら市長が、やめなさい。そうでしょう。今あそこはどうなっていますか。説明してください。

○建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

木を残して、民地側に通路をつくらせていただいて、現在利用している状況であります。

○23番（河野数則 君） 部長、そのとおりですよ。あの通路は誰も通っていません。それはそうではないですか、道路を下るのにぐるっと大回りして、木だけ残っているのです。またその木が危険だから伐採しよう。これはやっぱり地域住民にちゃんと理解を得られていなかったということです。

それから、もう1点。何で街路樹が危険なのか。街路樹は、市長、山とか林にある木ではなくて、根が勝手に伸びないのです。根切りをして箱の中に植えるのです。そうすると、どんどん木は大きくなります。下が持たなくて倒れる、半分枯れる。それから一番極端な例は、街路樹が大きくなった。別府の場合、戦災に遭っていませんから、道路が狭い、歩道が狭い。そういう中で街路樹がどんどん大きくなります。この根返り問題が出てくる。根が返ってくる。それから要らない部分だけを伐採するのです、剪定ではありません。鶴見丘高校の横の通りを私が何回も指摘しましたから、桜を植えています、ぼたん桜。あれは、家側は枝があるのです。道路側はバスの通行で邪魔になるから全部切ってしまった。そうでしょう。ですから、こういう無理やりな切り方をすると、木は変形をして、その切ったところから菌が入って全部腐るのです。ですから、街路樹を植えるにしても、ちゃんと町並みに合ったような街路樹を植えないと、この倒木問題が必ずついて回ってくるのです。

それから、市長、今条例を制定したのでしょう、「ともに生きる条例」。これも1つはやっぱり歩道に、今別府の歩道で車椅子が離合できるような歩道はありますか。ほとんどない。全部街路樹が植わっているのです、大きな木。ですから、私は何回も、鶴高通りも1本木が枯れたら、もう後は追加の植樹はしないほうがいいですよ。何回も言ったのですけれど

も、また新しい桜を植えていますね。同じ繰り返しをやっているのです。

それから、もう1点言いたいことは、もう時間がありません、今倒木問題に木の調査、どのような調査をしていますか。

○公園緑地課長（植山一生君） お答えいたします。

公園緑地課が管理しております街路樹は、33路線。延長23キロ、約2,000本、公園は167カ所ございます。樹木の点検につきましては、剪定等の維持管理業務の立ち会い時などに異常がないか確認を行っているほか、年2回の遊具など公園施設の一斉点検時に目視や打診による点検を行い、その都度枯れ枝の除去や倒木のおそれのある樹木などは伐採を行っておりますが、台風や強風時には、平成23年度には14本、平成24年度には3本、平成25年度には11本の倒木がございました。幸いにも被害を与えるような事故にはつながりませんでした。職員による目視や打診による点検では判別できないものがあると考えております。

○23番（河野数則君） 課長、そのとおりですよ。本気で倒木調査をやるとすれば、今、課長が言われた目視、目で見ると。それから、木づちで打つのです。空洞化すればわかります。それから、金の棒を下に差し込んで空洞化して、これ、調査の方法です。それから外部の調査、はしごを使って上が腐っていないかどうか調査する。それから高所作業車を使って、機械を使ってとか、いろんな方法がある。ですから、一回、一回ではありません、年次を決めて、別府市は今相当数歩道にも木を植えていますから、診断をすることが必要と思います。事故が起こってからではだめです。ですから、今、事故が起こってから初めて大分もやっています。先ほど言った広島市の三原市でも大々的にやっています。あっちこちの都市で公園、それから歩道にある木を全部調査しています。そして危ないものは、やっぱり地域住民に話をしながら切っていく。

今後別府市は、時間がありません、やる気持ちがありますか。どうですか。

○建設部長（岩田弘君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃったように、老木、倒木等で交通支障や地震に甚大な被害を起こすおそれが懸念されております。今後につきましては、街路樹などの倒木の危険性について、職員による日常点検に加え、専門的知識を有する皆様を活用し、危険度調査委託を検討いたしたいと思っております。

○23番（河野数則君） 部長、今まで3項目を質問しましたがけれども、あなたの答弁が一番私の意に合いました。答えを出してください。ぜひそういう気持ちがあるならば、ちゃんとした専門業者に委託をして一度点検してください。でないと、簡単なことで、市長、私が地元で言うのは甚だ失礼、悪いのですけれども、亀川の板山が避難路になっています。北部中学が避難場所。市長は行ったことがあると思いますが、あそこに、泉議員はわかっていますけれども、老木の桜がたくさん歩道に並んでいます。中がほとんど空洞化した木が何本もあります。あれ、災害があったときに、あれが倒れたときに車は通れない、消防車と救急車、人間も通れない。これは大変なことになりますので、そういうことがある前にこういう倒木があるような木の診断をし、悪い木は全部切って、そして1つは、市長、何回も言いますが、そのまに合ったような植樹をすることですよ。まちの中にただ、樹木があることはCO₂の削減とか人間の心の癒やしとかいろんなものがあると思っておりますけれども、別府市のこの狭いまちに無理をして街路樹を植えよう、植えよう。これ、やっぱり無理があります。ですから、今たくさんいろんな問題が出ていますので、こちら辺も別府市のまちづくりの中でぜひ考えていただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（穴井宏二君） 再開いたします。

○3 番（手束貴裕君） 副議長も初めての議長でございます。しっかりとやっていきたいと思っております。

それでは、私の質問は、通告の順番どおりに質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、コミュニティ・スクールについて御質問をさせていただきます。

このコミュニティ・スクール事業については、平成 27 年、28 年の 2 年間で実施が決定をしております。ただ多くの保護者また地域の方が、このコミュニティ・スクールというものについてよくわかっていないとか、理解ができていないところがございます。実際に、いろんな県の P T A とかの大会があるのですけれども、そのときに市内の学校が発表校で、このコミュニティ・スクールについて発表をしたのですけれども、そのときに他市町村の P T A の役員の方から、このコミュニティ・スクールがよくわからないということで質問をされたのですけれども、結局答えることができなかったというのは、よく理解ができていないからかな、このように思っております。

そこで、確認のためにお聞きをいたしますけれども、このコミュニティ・スクールの概要について御説明をお願いいたします。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの概要ということでございます。現在、各学校におきましては、学校関係者、保護者、そして地域住民、学識経験者などから成る学校運営協議会を設置するよう準備しております。この学校運営協議会が設置された学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。これまで学校では、主に教職員が中心となりましてさまざまな教育活動を行ってきました。このコミュニティ・スクールでは、保護者や地域の方は協力、支援する立場から運営の主体者となって職員とともに責任を持って学校運営を行うものでございます。

○3 番（手束貴裕君） 学校関係者、保護者、地域の方々に組織をする学校運営協議会を設置するというのがコミュニティ・スクールであるということでもあります。概要というのはそういうところでございますが、なかなかわかりにくいところもあります。もう少し具体的な例を挙げて御説明をお願いいたします。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

幾つかの例を申し上げたいと思えます。挨拶運動に取り組もうとする際、現在は教職員と児童生徒が計画立案し行っております。コミュニティ・スクールでは、委員である保護者、地域の方々がそれぞれの視点から御意見を出していただいて実施するようになります。その結果として、例えば正門での挨拶は、教職員と子どもたちに加えて保護者や地域の方々も一緒になって行ったり、自宅近くの通学路等を通る子どもたちに地域の方が声かけをしていただいたり、あるいは中学校区全体で一斉に実施したりすることなどが考えられます。また学校の緑化運動では、花づくりの好きな方々が、子どもたちと一緒に学校の花壇で花づくりをしたり、清掃時間には協力できる方が協力できる日に参加いただいて、子どもたちとともに清掃活動をしたり、あるいは幼稚園児の降園時間や小学校低学年の下校時間に近所のおじいちゃんやおばあちゃんが一緒に手をつないで帰っていただくことなどが考えられます。

これまで児童生徒と教職員だけで行っていた取り組みに、委員である保護者や地域の方々の意見を反映させるとともに、保護者や地域の方々も教育活動に参加していただいて、協働して子育てを行おうというものでございます。

○3 番（手束貴裕君） 学校が行う取り組みについて、保護者や地域の方々の意見も反映させていながら、教育活動に保護者、地域の方々も参加をしていく。そして協働して子ど

もを育てていくということだと思えます。

ただ、今このコミュニティ・スクールで取り組もうとしていることの実現については、保護者はPTA活動として、また地域の方々には自治会、もしくは校区の育成協議会等で同じような活動を行っていると思えます。その辺のかかわり方というものが、今後課題になるのではないかなと思っておりますので、この課題については、これからのコミュニティ・スクールの進みぐあいを見ながら今後質問をしていきたいと思っておりますけれども、しっかりと議論をしていただきたいと思っております。

では、このような活動を組織的また計画的に進めていくためには、しっかりとした保護者や地域との連携した組織が必要と考えますけれども、その点についての教育委員会の考えをお聞かせください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

コミュニティ・スクールに設置されています学校運営協議会では、さまざまな取り組みについて協議していただいて具体的な活動を決定するようになります。その取り組みについてボランティアとして多くの方が御協力をいただくわけですが、現在は地区公民館に配置しておりますコーディネーターに依頼して地域の協力者を探しております。将来的には学校内に支援本部を設置して、その支援本部のリーダーを中心にして保護者や地域の方々に御協力をお願いしていくことも考えられ、そういった組織づくりも現在進めているところでございます。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。私の感じているところでは、まだまだ多く課題があるように感じております。

それから、ボランティアの要請をする際に、現在地区公民館のコーディネーターに依頼をして進めていっていると思えます。ただこのコーディネーターも、私の校区の地区公民館、中部地区公民館もそうですけれども、コーディネーターが今年度入れかわったのですね。今やっとそのコーディネーターも地域の方々とコミュニケーションをとり始めて、名前も顔も大分伝わってきたなというようなところで新しい方にかわってきたということもあって、私が感じているところでは、このコーディネーターがまだまだ機能していないなというふうに思っております。今後もそういうところもしっかりと考えて進めていただきたい、このように思っております。

次に、現在コミュニティ・スクール推進に向けて各学校7校ですか、準備をしていると聞いておりますが、その準備状況について御説明をお願いいたします。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

ただいま御指摘いただきましたように、小学校4校、中学校3校の計7校は、昨年度から準備を始め、来年の平成27年度から正式実施というふうになります。ほかの学校につきましては、本年度から調査研究を行い、平成28年度正式実施というふうになります。先行しております7校につきましては、推進委員会を立ち上げ既に数回の協議を行い、具体的な取り組みについて協議していただいております。本年度調査研究をスタートする学校では、これから推進委員を決定したり、コミュニティ・スクールの概要について共通理解するところなどから始まると思えます。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。先ほども申し上げましたとおり、このコミュニティ・スクール導入については、保護者、地域の協力が必要だと考えます。しかし、先ほど市原議員の質問の中にもございましたが、学校公開授業等を今学校で行っておりますが、なかなか保護者の方、また地域の方の参加が少ないというような御意見もございます。私の子どもが通っている鶴見台中学校でも、本当に地域の方、保護者の方の参加というのは非常に少ないなと思えますが、それはいろんな方とお話をする中で、参観日は子どもの姿を見に行くというか、決まっているので行きやすいのだけれども、どうしてもそれ以外

の部分で学校に行くというのは、学校の敷居が高いので入りづらい、行きづらいというような意見もございます。広げていくためには学校の敷居を下げていく、また広げていかなければならないと考えるのですが、この考えについての教育委員会の考え方をお聞かせください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） 現在教育委員会では、市報やホームページの活用、あるいはPTA連合会等での関係者の会議において、コミュニティ・スクールについて御説明申し上げるなど考えております。また各学校では、PTA総会、役員会、公民館運営協議会、あるいは学校だより等さまざまな方法でお知らせをしていきたいと考えております。また、コミュニティ・スクールが本格実施されるようになれば、学校内に保護者や地域の方が過ごすことのできる部屋や学校支援本部となる部屋などを設置して、皆さんが自由に出入りできるような環境づくりをしていきたいと考えております。

○3番（手束貴裕君） ぜひお願いをいたします。なかなか地域の方、また学校の方が来ても、見て帰るだけというよりは、そういう休憩できたりとか、少し歓談ができるような場所が学校の中に設置されると、地域の方も保護者の方も来やすいかなというふうに思いますので、その辺をしっかりと御検討いただきたいと思います。

コミュニティ・スクールについて、今何点か御質問をさせていただきましたけれども、現在の地域とのかかわりというのが非常に薄くなってきている中、コミュニティ・スクールというのは1つよいきっかけになるのではないかなと考えております。東日本大震災が起きて以来、そういう地域コミュニティというか、そういうものをしっかりとつくっていくことが、最大の防災・減災につながるのだという意味を込めても、このコミュニティ・スクールというのは、私は重要であると考えます。

成功させるためには、まだまだ多くの課題があるように考えますけれども、しっかりと協議をしていただいて取り組んでいただきたいなということをお願いいたしまして、次のいきいきプランのほうに移らせていただきます。

次はいきいきプランについてでございますけれども、今の学校現場において、子どもたちにとってこの事業というのは非常にありがたいものである。言いかえれば保護者にとってもそうだと思いますけれども、そこでお聞きをいたしますが、いきいきプラン支援員、教員補助員というふうに考えればいいのですかね。導入した目的と支援の内容についてお聞かせください。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

いきいきプラン支援事業につきましては、当初平成14年度から平成16年度までの3年間、国の緊急雇用対策の補助を受けまして行ってきました事業でございます。補助が終了する平成17年度におきまして、学校関係者などの強い希望がありまして、別府市独自で新たに事業を開始することになり、現在に至ったところでございます。これにつきましては、学校あるいは幼稚園生活におきまして健康や安全面に配慮が必要であったり、学習活動に集中できなかつたり、また周囲の子どもたちとのコミュニケーションを苦手に行っているなど、特別な支援を必要とする子どもたちがおります。それらの子どもたちに対しまして、一人一人に応じたきめ細やかな支援をすることを目的として配置しているところでございます。

支援の内容といたしましては、子どもたちの見守り、気持ちが高ぶった子どもたちへのクールダウンの支援、個別にアドバイスするなど学習支援、教室移動などにおける介助、周囲の児童生徒とのコミュニケーションの橋渡しなどをすることをしております。

○3番（手束貴裕君） 今、次長のほうから御答弁があったように、私も学校に時々子どもの姿を見に行きますが、本当に学習に集中できない子どもたちが、本当、最近多いなというふうに感じておりますし、コミュニケーションをとることが苦手だなという子どもたち

の姿も多く感じております。これは学校だけの問題ではないと思っています。家庭で子どもと保護者のコミュニケーションもなかなかうまくとれていない。そういうところが学校に出てきてあらわれているのではないかな、そう感じておりますので、ぜひそういうところの投げかけといいますか、声かけを学校等を通じて保護者のほうに、PTAからもそういう投げかけはしておりますが、教育委員会また学校のほうからもぜひ投げかけをしていただきたいと思っております。

確かにそういう意味ではこの支援員、大変ありがたいなと思っておりますけれども、この支援員を入れたことでどのような効果があったのか、御説明をお願いします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

支援をしている子どもたちの中には、気持ちが高ぶって自分や周囲の子どもたちの安全に特に配慮が必要な行為を起こすこともあります。その行為が、昨年度の事業報告書によると、年度当初と年度末を比較した際、どの子どもについてもそういった行為が減少している報告がっており、支援員の見守りやその場での対応が効果を上げているというふうに考えております。

また、対象の子どもたちの保護者からは、支援員のきめ細やかな励ましでコミュニケーション等の困りが減少したことや、個別の学習支援により学習する時間がふえたといった、子どもの成長を実感しているとの声が届けられており、学校への感謝や信頼につながっております。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。支援員を入れたことで効果が出ているということ、それはもう私もよく実感をしておりますし、保護者からも、この支援員のおかげでいろんな問題が解決をした、未然に防ぐことができたということは理解しております。その点については、私も非常にありがたく思っているのですが、1つ言わせていただきたいと思うのですが、では、私たちが子どもの時代はどうだったのかなという話になれば、当然基本的には学校、また学校のクラスでの問題は学級担任がしっかりと取り組んで解決をさせていたと思うのです。そういう意味で私は、重要なことはいきいきプラン支援員というのも予算がかかります。人件費がかかります。非常にありがたいことであっても、いつまでこれが継続できるか、続けられるかということがわからないわけです。ということは、私は、一番重要なことは、やっぱり学校の教職員の先生方一人一人の質の向上というか、レベルアップをしていくことが重要である、このように考えておりますので、しっかりとその辺も力を入れていただきながら努力をしていただきたいなということをお願い申し上げます、次の質問に移ります。

次は、図書館司書について御質問をさせていただきます。

この件は、予算特別委員会の中でも御質問をさせていただきましたが、非常にありがたく思っております。4月から市内の公立の中学校全てに図書館司書が配置をされたということは、本当にありがたく思っております。

そこで、お聞きをいたしますけれども、図書館司書が配置をされたことで生徒の利用率、また貸し出し冊数の増加があったというふうに聞いておりますけれども、どの程度効果があったのか御説明をお願いします。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

この図書館司書の配置につきましては、平成19年度から7名配置いたしました。それから11名にふえ、昨年度11名、そして今年度から4名増員した15名というふうな形で配置することで、中学校においては各校に1名ずつ配置するとともに、勤務時間も1日当たり7時間45分から5時間45分という形にいたしまして、勤務日数も20日程度にふやすことができました。この結果、昨年度の4月と本年度の4月を比較いたしまして、全中学校における利用者数と貸し出し冊数の比較では、利用者は延べ1,171名から4,022名と

約 3.4 倍増加しました。また貸し出し冊数につきましても、1,352 冊から 3,062 冊と約 2.3 倍に増加したところでございます。

- 3 番（手束貴裕君） 図書館の利用者数が 3.4 倍、それから貸し出し冊数も 2.3 倍、本当に効果が出ているなど感じております。本当に素晴らしいと思っております。

そこで、もう一度これについてお伺いさせていただきたいのですけれども、やっぱり小学校の図書館にも司書を配置することが望ましいと私は考えているのですけれども、教育委員会としての考えをお聞かせください。

- 教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、将来は小学校にも全校配置が望ましいと考えておりますが、本年度中学校に 1 名ずつ配置したことによります効果を捉えた上で関係各課と協議しながら、今後の配置につきまして検討していきたいと考えております。

- 3 番（手束貴裕君） ぜひお願いをいたします。以前の学校図書館というのは、ほとんど授業以外で使われるということがなかったように思います。また、最近インターネットが普及をすることになって、子どもたちの活字離れ、非常に進んでいるように感じております。調べるものをピンポイントにインターネットは調べることができますので、子どもたちも本を使わずに、教科書を使わずにパソコンで、インターネットで、私の子どももそうですが、調べたりすることがございます。ただ、ピンポイントで調べても結局は頭に入っていないくて、こういうことがあったからこういうことがあって、結果的にこういうことになったのだということを読んでいくことが、私は学習だと思しますので、やっぱり本を読む、読書をするということは重要だと考えますので、私はこの図書館司書、そういう意味でも重要だと考えております。予算も関係をしみますと、どうしても人件費がかかる問題でありますので、難しいところではございますけれども、ぜひ前向きに検討をしていただきたい、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、国歌「君が代」、別府市歌、市民憲章についてでございます。

国歌「君が代」については、先輩議員であります松川峰生議員が質問をしますので、私のほうは割愛をさせていただきますけれども、小学校、中学校の入学式、また卒業式に参加をさせていただいたときに、児童生徒が大きな声でこの国歌「君が代」を歌うように最近になりました。これは本当に先生方、また教育委員会の指導が行き届いているのだろうと、本当にうれしく思っております。今後も……（発言する者あり）はい。私の今行っているところではしっかりと歌っていただいております。先生たちにもしっかりと歌っていただきたいな、そのところも御指導いただけるようお願いをいたします。

では、別府市歌でございます。これは別府市制 90 周年記念式典で実は初めて私は聞きました。隣にいる野上議員と、「この歌、初めて聞いたよね」という話で、2 人で何か恥ずかしいなと思ったところがございますが、それで気になって調べました。そうしたら、昭和 10 年に制定されたということでございまして、その歌詞が、海、山に囲まれた別府市の自然を、また湯けむりや温泉というものを交えて歌詞が力強く書き上げられているなというところを感じました。この歌詞に触れて、別府市に住んでいながらこの別府市歌のことを知らなかったなというのは、本当に自分自身恥ずかしいな、こういうふうに思いました。

そこで、お聞きいたします。現在市内の小学校、中学校では、授業等でこの別府市歌を取り扱うことがあるのかどうか、御説明をお願いします。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

現在、別府市歌が学校で取り扱われることはありません。

- 3 番（手束貴裕君） そうですね、私が子どものときもそういうことがなかったの、そ

うかなと思ったのですけれども、しかし、別府市というのは雄大な自然、また豊富な泉源に恵まれているため、それがもう当たり前だと思ってしまって、つついそのことに感謝を忘れてしまうなと思います。別府市というのは、長い歴史の中で温泉を含めた自然を大切に、また守り、生かしていきながら発展してきたまちだと思います。このような別府市にとって別府市歌というのは、別府市の歴史とともにしっかりと次の世代に伝えていくべき私は大切な財産だと考えております。それから、市民憲章も同様でございます。別府市が恵まれた自然を大切にしながらどういった方向に進んでいくのかを私はあらわしていると思います。子どもたちへこの別府市歌や市民憲章をしっかりと伝えて、別府市のことをもっと知ってもらうことは重要であると考えますけれども、教育委員会の考えをお聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

別府市歌につきましては、別府市発行の「別府市誌」によりますと、昭和10年、当時の亀川村、朝日村、石垣村が別府市と合併した年に市歌として制定されております。現在、小学校では社会科において別府観光の父である油屋熊八先生のことなど、自分たちの住んでいる地域について学習する時間がございます。また音楽科において、我が国の音楽に関連する学習もあります。別府市歌につきましては、地域を知る資料として学校に提供したいと考えております。

また、市民憲章についてですが、子どもであっても別府市民の一人として知っておくことが大切であるというふうに考え、先日、全ての小中学校に対しプレートにしました市民憲章を全学級数配布し、掲示するよう指示したところであります。

○3番（手束貴裕君） 別府市歌については、ぜひ授業の中でも取り上げていただけるとありがたいなと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。（発言する者あり）
お願いいたします。

また、市民憲章については、今御説明いただいたように、全学級に掲示をするよう配布したということから、非常にありがたく思っております。この市民憲章も、しっかりと子どもたちに伝えるようにしていただきたいと思っております。

それから、聞いた話なのですけれども、以前は市役所の中でもこの別府市歌を放送していたように聞いております。ぜひ市役所の中でも毎日とは言いませんけれども、この別府市歌をぜひ放送していただけるように御検討いただけないかなと思っております。ぜひこの辺を考えていただければなど、市長、思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

次は、教職員地域行事参加についてでございます。

各地域では、地域の方々が子どもたちのために地域独自の行事を催していただいております。これは地域の子ども、また地域の方々にどのようなことができるのかということを考えながら地域の方々が真剣に取り組んでいただいていること、本当にありがたく思っております。以前も12月議会のときだったと思っておりますが、この地域行事に教職員の先生方にも参加をしていただきたいということをお願いいたしました。中学校では土曜日曜、部活動等でお忙しいということも理解をしております。また小学校の先生も土日に仕事をしているから忙しいのだという声も聞きます。ただ、いつも出てほしいと言っているわけではないのです。時間があるときに出ていただければいいなと思っております。

子どもたちも、ふだん学校で見せない顔、また姿を地域行事に参加しているときには見せてくれます。そういったふだん見られない子どもたちの表情も見ていただきたいなと思うわけです。また、教職員の方々が、地域の方々と顔見知りになるいいきっかけにも私はなると思うのです。そういうところを考えて、教育委員会の考えをお聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

先ほどお話が出ておりましたコミュニティ・スクールでは、地域の子どもたちについて学校と地域、それから保護者の方々とどのような子どもを育てるかを協議して、その目標に向けて学校では、地域では、家庭では何ができるのかをそれぞれ考え、実践していく学校を目指しております。このようなことを考えたときに、教員が地域の方々と顔見知りになり、子どもたちを通じて交流を深めることは、非常に大切なことだと考えております。

休日でも多忙な教員が多いと思われませんが、年度当初のコミュニティ・スクールの会議の中で地域の年間計画などを教えてもらうことにより、学校としての参加計画を立て、可能な範囲で参加するよう促していきたいと考えております。

- 3番（手束貴裕君） ぜひ、よろしくお願ひいたします。今コミュニティ・スクールについて課長が触れられましたけれども、このコミュニティ・スクールを成功させるためにも、教職員の方々が地域行事に参加をして顔見知りになるということは絶対重要だと考えます。

それから、ちょっと言いにくいのですが、先月、うちの校区で5年に1回校区全体が集まる体協主催の体育大会があります。この中に実は消防署員の方、また水道局員の方はたくさん実は参加をしていただいて、行事にも出ていただきました。本当にありがたいなと思っています。市の職員の方も来ていましたが、その中に残念ながら、校長先生は出てきていただいていましたが、教職員の方は一人も参加をしておりませんでした。本当に残念であります。

先ほど私が質問の中で、学校の先生たちが土曜・日曜部活動や仕事でお忙しい、だからそこも理解をしていると言いましたけれども、では、ほかの部署の方々、水道局の方とか消防局員の方は暇なのか。そんなことはないと思います。ましてや地域の方々も自分たちのプライベートな時間を割いてでも、地域を盛り上げるために一生懸命準備をして開催をして、最後の片づけまでしっかりとやるわけです。先生たちが出られないということは、私は絶対ないと思うのです。5分でもいいのです、10分でもいいのです、来られる時間に出ていただいて参加をしていただくということが重要であります。コミュニティ・スクールもそうですよ、学校側からこういうふうに協力をしてくださいというお願ひは、いつも聞きます、保護者にも地域の方にも。だけれども、先生方も当然そのお願ひをする以上は、地域行事に参加をして顔見知りになり、我々も協力するから学校にも協力してくださいというふうにしていかないと、絶対にうまくいかないと私は思います。（発言する者あり）本当にもう、残念なのです。毎回地域行事に参加しても、本当、先生の姿を見ることがないので、もう本当残念なのです。ですが、（発言する者あり）本当残念なのです。ただ、出てきていただいている方々もいらっしゃるわけですから、ぜひ教育委員会から学校に指導していただいて、教職員の参加を促していただければ、このように思っております。（発言する者あり）教育長、どうでしょうか。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

教職員に対しましては、毎日教材研究を真剣にやっけていただいて、最高の授業を子どもたちに提供する、これはなくてはならないものだと思います。それプラス、やはり地域、学校、そして家庭が一緒になってこれからは子どもたちを見守り育てるという、非常に大事なコミュニティ・スクールでございますので、校長会等を通じまして先生方にぜひ協力を厳しく指導していきたいと考えております。

- 3番（手束貴裕君） 教育長、ぜひよろしくお願ひします。毎回同じ御意見でございますけれども、ぜひそういうふうになるように、そしてコミュニティ・スクールを先ほども言いましたが、地域の関係が、地域間の連携というのが薄れていく中の1つのよいきっかけになると私は思っておりますので、それを成功させるためにもぜひよろしくお願ひをいたしまして、次の質問に移ります。

次は、水道施設の耐震化についてでございます。

この水道施設の耐震化の問題は、行財政・議会改革等推進特別委員会の中でも議論をされている問題でございますが、創政会会派で東北の震災ボランティアに5回行かせていただきました。その際も本当に感じるのは、蛇口をひねったら普通に水が出てくるという、この当たり前のことが本当にありがたいと東北に行って感じることができました。災害によって水道施設の被害をできるだけ抑えることが大変重要だというふうに考えますけれども、水道施設の減災対策として各水道施設の耐震化の状況はどのようになっているのか御答弁をお願いします。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

平成25年度の決算見込みによる各水道施設の耐震化状況でございますが、浄水施設は22.4%、送水施設は64%、配水池は39.5%、導水管、送水管及び配水本管といった基幹管路は26%であります。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。浄水施設が22.4%、送水施設が64%、配水池が39.5%、基幹管路が26%ということですから、まだまだですね。厳しい状況にあるなと感じております。

では、今後どのような計画で施設の耐震化を進めていくのかお聞きしたいのと、その結果、耐震化率というのですか、耐震化率はどのようになるのか御説明をお願いします。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

現在の事業計画の最終年度が、平成29年までとなっておりますので、平成26年度から29年度の4年間の計画で御説明いたします。

耐震化に係る事業費につきましては、約14億2,500万円を予定しております。その結果、耐震化率の推移であります。平成25年度の決算見込みと比較いたしまして、浄水施設は76.6ポイント改善で99%であります。これは平成26年度末に達成する予定であります。そのほかの送水施設は22.8ポイント改善の86.8%、配水池は10.2ポイント改善の49.7%、基幹管路は4.2ポイント改善の30.2%と見込んでおります。

○3番（手束貴裕君） 今、平成26年度、今年度から平成29年度の4カ年計画で御説明をいただきましたけれども、浄水施設については今年度ではほぼ、99%ですから、完了するということでもありますけれども、ただ送水施設また配水池、特に基幹管路ですね、基幹管路についてはまだまだ厳しい状況にあるなと感じております。予算のかかるところで難しいと思っておりますけれども、少しでも早く改善できるようにお願いをしたいと思っております。

それから、ここが一番聞きたかったのですけれども、大分川の水を朝見浄水場まで導水している水路、それからトンネルの距離が約21キロあると聞いております。トンネル部分が8キロあるということですよ。別府市の水道の最も重要な部分は、私はこの導水路だと考えておりますが、この導水路の耐震性というのはどのようになっているのか御説明をお願いします。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

大分川からの導水路につきましては、大分県企業局、元治水井路土地改良区、それから本市の3者により大規模な保全計画が必要かどうか、平成21年度より一番重要でありますトンネル部分の空洞の状況、コンクリートの劣化度などの調査を行い、その結果、耐震性には問題なく、大規模な改修工事の必要もないとの報告を受けております。トンネル部分で唯一地上に接している箇所では由布川溪谷を横断している水路橋につきましては、予防対策として平成24年度に補修補強工事を実施し、耐震性を強化いたしました。今後も大分川導水路の定期点検などにより随時保全工事を行い、安定した原水の確保に努めていきたいと考えております。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。耐震性の問題がないということでございます。

少し安心をしておりますけれども、私が子どものときによく聞かされていたのが、別府市は以前は水不足になることがあったと聞いております。それが水道年表で確認をさせていただいて、昭和44年6月ですか、第6期拡張工事だったと思いますけれども、大分川の水を利用することができるようになってから水の心配をしなくてもよくなったと聞いております。本当にありがたいなと思っております。これからも安定して水の供給ができるようお願いをしたい、尽力をしていただきたいということをお願い申し上げまして、次の漏水管、老朽管の対策についての御質問に移らせていただきます。

別府市の水道は、創設が大正の初期であると聞いております。別府市街地には老朽管がまだ多く残っていると聞いております。

そこで、お聞きをいたします。どのような水道管を老朽管と言うのか。それと、現在の配水管の老朽化率というのは、現状どのようになっているのか御説明をお願いします。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

地方公営企業法の施行規則に規定されております耐用年数に基づき、配水管につきましては、耐用年数が40年となっておりますので、布設から40年を経過した管路を老朽管と位置づけております。これは、資産の減価償却のための耐用年数であり、管路の実際に使用できる年数は、管の種類によって異なりますが、40年以上でも使用可能な配水管もあります。

その次に、老朽化率につきましては、平成25年度決算見込みでは、配水管の総延長約491キロメートルのうち40年を経過した管路は約150キロあり、老朽化率は30.5%であります。

○3番（手束貴裕君） 配水管の約3割が、布設されてから40年を経過したいわば老朽管ということになるということですのでございますけれども、今の答弁でいくと、資産の減価償却のための耐用年数だということですから、布設後40年たっても使えないということではないのだなということはわかりました。ただし、やっぱり配管が古くなれば当然漏水する可能性も高くなると思っておりますので、この老朽管については更新計画をしっかりと立ててやっていただきたいと思っております。この老朽管の更新計画はどのようになっているのか、また漏水の可能性が高いと考えられる鉛製——鉛管ですね——の給水管の取りかえというのは、今後どのようになっているのか。この2点、御答弁をお願いします。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

現在、40年を経過した配水管は、先ほど述べましたように約150キロありますが、その全部を更新するために必要な事業費は、約90億円と試算しております。更新事業費が多額となりますので、老朽管のうち頻繁に漏水する地域の管路を優先して更新していき、あわせて経済的かつ効率の観点から、他の埋設物の布設、または道路改良工事の際に共同で施工できる老朽管については更新を行い、老朽管の布設がえを実施しているところでございます。

また、鉛製給水管の取りかえについては、平成15年度より実施しており、平成32年度完了をめどに取りかえ事業を進めているところでございます。引き続き老朽管の更新に力を入れ、安定的に無駄なく、安心できる水の提供に努めてまいりたいと考えております。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。90億円ということですのでございますから、費用が多額になって難しいなということは感じておりますけれども、引き続き力を入れて無駄なく進めていただけるようお願いをいたします。

本当に別府市民にとって水道というのは、安全で安心できる水をやっぱり安定的に供給することだろうと思うのです。そのためには施設の耐震化、また漏水管や老朽管の更新というものが重要になると考えます。ただし、その事業費は多額であり、またこの財源の大部分が水道料金収入だと思っております。現在の別府市の水道料金、これは市民と議会との対話

集会でも出ましたが、高いのではないかなという御意見がありましたけれども、実際には全国また大分県平均よりも低く抑えられているというところがございますが、ただ心配されるのは、やっぱり今後の少子高齢化が進んで収益も減少していくということが見込まれているわけでありますから、厳しい財政事情であるというところがございますけれども、できる努力をしていただいて事業費の財源を捻出していただきたい。それから水道施設の耐震化、漏水管、老朽管の更新事業を積極的に進めていただきたい。そのことで市民に安心できる水を確実に、確実に供給できるように今後またゆめぬ努力をしていただきたいということをお願い申し上げます、次の質問に移ります。

次は、誘客プロモーション事業についてであります。

先月、総務企画消防委員会で静岡県浜松市に視察に行きました。浜松市が行っているのは、浜松シティプロモーション事業というものに取り組んでおります。この事業は、ゆるキャラを全面的に利用して宣伝やPRを実施している。そのキャラクターの知名度、また人気上昇するとともに大きな効果を生んでいるようにあります。

別府市においても、予算特別委員会の中で課長のほうから御答弁がございましたが、昨年誕生した「べっぴょん」を利用した事業展開を進めていくと御答弁がございましたけれども、これについて現在の状況はどのようになっているのか御説明をお願いします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

浜松市のお話がございました。別府市の宣伝部長「べっぴょん」も、ゴールデンウィークのJR別府駅での一日駅長を初めとして、これまで23回の出演がございました。また、今後年度内での宣伝活動に既に52回の出演等の予約が入っておりまして、特に県外におきましては、愛知県常滑市、またお隣の松山市等、幅広いエリアでの宣伝活動も予定しておりまして、別府市のPR活動に大きな注目と話題性が実現できるものと期待している、そのような状況でございます。

○3番（手束貴裕君） 一日駅長を初め23回の出演があった、今後は52回の出演予約が入っているというところがございますけれども、私が考えるゆるキャラがもたらす波及効果というのは、全国的に見てもそうですが、確かに話題性という観点から考えると、大きな波及効果があると思っておりますけれども、それが直接的な誘客への波及という点においては一過性のもので、継続的な誘客要因となることは私は難しいと考えております。ですから、事業の成果を見ながら中長期的な展望を見据えて事業の展開をさらにグレードアップさせていく必要があるのではないかなと考えておりますし、ただ、どういう事業もそうです。特に観光は、私は、観光産業というのは成長産業だと考えておりますので、ある一定期間やっぱり継続をして、その中で結果をもたらしていくものだ、そういうふうにも考えております。

そこで、お聞きをします。今年度の誘客プロモーション事業の推進テーマというのはどのように考えているのか、考えをお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

今年度の誘客プロモーション事業でございますが、昨年度の実施当初から、別府市の温泉を初めといたしました既存の観光資源に付加価値を加えまして、行ってみたい、あるいはもう一度行ってみたいと思っただけの新しい魅力の創出、またかつての修学旅行あるいは新婚旅行等の別府市を訪れるきっかけが希薄となっている中、特に若い方々に対する動機づけを目的に新たな取り組みを行ってまいりました。

昨年度の検証の中で宿泊する若年層の比率の増加、それから観光関係団体のみならず、自発的にイベント等を開催させた新たな若い人材の発掘にもつながった結果も残りました。

今年度、誘客プロモーション事業を展開するに当たりまして、引き続き当初からの目的

達成と、本事業を昨年以上に幅広く多くの方々に受けとめていただくことによりまして、別府市独自の魅力の創造と、さまざまな分野に生まれました新たな若い人材の活躍の場として協働による事業展開を目指しまして、その中での目的の達成に向け現在準備している状況でございます。

○3番(手束貴裕君) はい、わかりました。私の考えは最後にまとめさせていただくとして、次にお聞きしたいのですけれども、今年度、その他重点的に取り組んでいこうと考えているものはどういうものがあるのかお聞かせください。

○次長兼観光課長(松永 徹君) お答えいたします。

従来から実施しているものに加えまして、昨年度から取り組んでおります地域経済の活性化等の促進に成果を上げておりますコンベンション大会誘致助成事業、それから国際観光船の誘致を兼ねました東南アジアまでに対象エリアを広げたインバウンド誘致事業、これは今年度も継続して行います。次に新規事業といたしまして、大分県それから関連自治体、関連団体等と連携いたしまして、まず今年度中の大分・宮崎両県の全面開通を控えました東九州自動車道に関連する事業、開通50周年を迎えましたやまなみハイウェイに関連する事業、来年7月から9月の間に予定されておりますJRのデスティネーションキャンペーンにおける積極的な誘致宣伝事業、「おんせん県おおいた」の枠組みの中で県内の主要な温泉地との共同事業として、温泉の多角的な魅力の利活用によります長期滞在商品の増設等の実現を主なものとして重点的に取り組んでいく予定にしております。

これらの新規事業につきましては、連携、協働しながら進めていくわけでございますが、別府市といたしましては、その中で多様なニーズに主体的に、そしてリーダーシップを担いながら取り組まなければならないものと考えておりますし、このほかに予定しているその他の事業とあわせまして事業を推進していく上では、既成概念にとらわれることなく客観的状況を踏まえた中で取り組んでいかなければならないというふうなことも考えております。

○3番(手束貴裕君) いろんなことを考えているという御答弁でございましたが、後でまとめて話をさせていただきますけれども、先ほど御答弁にありましたが、若い人材の活躍の場、また協働による事業展開を目指すところとございました。事業を成功させるためには別府を盛り上げたいと一生懸命今地域の中でたくさんそういう盛り上げたいと思っている民間の方々がいらっしゃいます。私は、観光事業というのは、こういう民間との連携というものが絶対必要だ、今後ますます必要になると考えておりますけれども、別府市としての考えをお聞かせください。

○次長兼観光課長(松永 徹君) お答えいたします。

民間の方々には、既にさまざまな場面で御活躍をいただいております。また、先ほどお答えしましたように、昨年度の事業を通じまして新たな若い人材も登場いたしました。私どもを取り巻く現状それから将来を考えますと、このような方々との連携、協力、こういったものはさらに重要度を増してくるものというふうに思っております。今後の各種事業の取り組みにおきましても、さらに情報共有そして連携を深めながら進めてまいります。

○3番(手束貴裕君) よろしくお願いたします。民間の活力を利用していくということは重要なこととございますので、ぜひ協力をしながら進めていきたい、このように思います。

では、最後の質問です。今年度の事業目標はどのようになっているのか、御答弁をお願いします。

○ONSENツーリズム部長(大野光章君) 今年度の事業目標ということですが、1つが、今年度4月に消費税がまず上がりました。それから為替レートの問題、こういったことで非常に世界的、グローバル的にも影響が出る時代になってきている。それから、先ほどの

キャラクターの件でも競争激化の時代に入ってきております。今後とも、将来それは続くものと考えております。

その中で目標ということなのですけれども、今回の誘客プロモーションも含めまして、観光課としても少し少ないかもしれませんが、全体で前年度比2%の増加、誘客、それから宿泊とも2%の増加ということを取りあえず目標に置かせていただいております。それぞれ個別の事業については、それぞれまた目標設定をしておりますけれども、それはちょっと今回は割愛をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、先ほど議員からもあったように若い方々の力、それから行政だけではこういった目標達成はできません。民間の方々、観光団体の方々、こういったところの意見を聞きながら、行政としてどう取り組めばより効果が出るか、その点もしっかりと伺いながら進めてまいりたいと思っております。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。少し、ここでまとめさせていただきます。

今、何点かやりとりをさせていただいたのですけれども、実際に具体的に、では、こういうことをやる、こういうふうに進めていくという考えがないですよ、見えてこない。今の情報社会においては、日々動いております。本当にスピードを上げて取り組んでいかないと、特にこの観光というのは、スピードが絶対必要だと思います。これは、決算特別委員会の中でも課長のほうにも何度かお話をさせていただきましたが、やっぱり今の時代についていけるスピードを持って、スピード感を持ってやっていかないとだめだよ、そういうふうに進んでくださいということをしてしておりますけれども、何かこう、余り変わっていないなという感じを受けているのが、私の思いであります。

当然市民の方々からも厳しく言われています。「別府市は何をしたいのか、何をしようとしているのか全くわからない」という声も聞いています。でも、実際には予算7,000万円かけてやるわけです。やっぱり実際にはしっかりと実績も単年度で上げていくことは難しいと思いますけれども、実績も上げていかないといけないわけです。時間はどんどん進んでいく。具体的にどうするのか、スピードを上げて取り組んでいただきたいと思っておりますし、別府は観光立市、観光が基幹産業である以上、観光施策というのは絶対に成功させないといけないと思っておりますので、先ほども申し上げましたが、若い力、また民間の活力を利用していただいて、連携していただいてこの事業を成功させていただけるようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○5番（森山義治君） 午前中、先輩議員さんの緊迫した質問をお聞きしましたので、心が穏やかになる御報告をいたしまして、その後、質問に入っていきたいと思っております。

私の住んでおります町内で、昨年末に恒例の火の用心啓発活動において、部長初め職員4名が自主的に参加していただき、壮年会の会員と一緒に雪や寒風の中にもかかわらず、夜8時から9時まで交代で活動をしていただきました。ありがとうございました。お礼を申し上げます。

ほかの町内でも、多くの職員さんが各地域で御活躍をしているというお話を聞いておりますが、近年、壮年会活動や自治会活動の参加者が、高齢化や会員の減少などで活動を継続していくのが困難な町内もあるとお聞きをしております。高齢者の方々にこれまで養っていただいた豊かな知恵や経験を次世代に伝えていくことや、各地域で生かしていくためにも、各種行事に一人でも多くの壮年者の方々に積極的に参加していただきますことを御期待申し上げます。

それでは公共交通産業、特にバス、タクシー産業の現状を説明しながら、今回は公共交通関係1本で質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、交通体系整備事業についてでございます。

私は、これまで本格的な人口減少や少子高齢化の進展、地球環境、また県内において昨

年度交通事故で死亡した 60 人のうち、65 歳以上の高齢者が 7 割の 40 人、このような高齢者の事故防止や健康増進、特に自動車を運転することができない児童生徒、高齢者の移動手段を確保する観点から、公共交通確保・維持の重要性について数回質問をさせていただきました。この間、大分市ではワンコインバス事業、玖珠町ではバス・タクシー乗り物共通券助成事業、その他デマンドタクシー事業や所得制限を設けた 70 歳以上の高齢者に対する助成事業、コミュニティーバス事業など、他市ではさまざまな助成事業をしております。また平成 26 年度では、国東市が民間バス運賃を補助する市周辺部と中心部を結ぶ国東観光バスの利用者向けに専用回数券 3,500 円を購入すると、市が 3,000 円分の市内利用限定版回数券を無料で交付する補助事業を開始いたしました。

別府市では、第 1 回定例会の一般質問や予算特別委員会において、これまで各先輩議員さんから、交通体系整備予算の増額や過疎地の交通体系整備についての質問・意見が出されております。今年度も交通体系整備予算として、内成、柚の木、塚、天間地区など郊外を運行する不採算生活路線に対し、昨年度に続き 800 万円の予算が計上されておりました。しかし、これまでお話をしましたように、障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方では、バスでは 5 割、タクシーは 1 割、各事業者が負担をしております。障害福祉課にお聞きしましたところ、平成 25 年 3 月の統計で両方合わせて 7,902 人の方に手帳を交付しているそうです。バスやタクシー事業者も高齢化の進展で事業者の障害者手帳に対する負担が増大していることが考えられます。また、市内のバス路線は、国の予算で実施した乗降調査で、政策推進課も把握されていますように、浜脇、南地区を初めほかにも一部市街地の運行路線にも不採算路線があるようです。事業者としては、路線の減便や人員削減や一部手当のカットなど経営努力をしながら、今年度も地域の生活路線確保として運行を続けております。

別府市は、平成 26 年度予算で、昨年 11 月 25 日に耐震改修促進法の法改正により即対応し、国県支出金を合わせ 3 億 38 万 7,000 円の新年度予算を計上、また、5 月 26 日で終わりましたが、建築土木業などの景気対策としての昨年度からのわくわく建設券の助成事業、商店街の活性化助成事業など、地場産業を支え地域経済の活性化として予算計上されたことに、別府市はすばらしいと思っております。

しかし、市民の移動に対する地方公共団体の責務をうたった交通政策基本法も、同じく 12 月 4 日に施行されていますが、新年度予算では交通関係の新事業予算は、どこにも計上されていないようでした。地域公共交通会議が設置されていれば、新事業もその会議の中で議論の対象となったと考えられます。

そこで、当然優先順位もあるでしょうが、市民の移動の維持・確保や地場産業の中小企業で働く雇用の維持・拡大という観点から質問をいたします。

特に別府市は、4 月 1 日施行の「ともに生きる条例」や交通政策基本法第 1 章第 9 条の趣旨に鑑み、市民の移動に対する責務を果たすための日常生活に必要な交通手段の確保として、交通体系整備予算の増額も必要ではなかったかと考えられますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今、議員のほうから幾つかいろいろな要素が入った質問がありましたけれども、私のほうから、まず最初の生活交通の確保に対する補助についてお答えしたいと思います。

今、郊外の 4 路線に対して補助を行っているわけでございますけれども、これまでバス事業者と協議の上、平成 24 年度から増減額 650 万円を 800 万円に引き上げ現在に至っております。しかし、郊外に限らず市街地であっても、路線バス自体が不採算という厳しい経営環境にあるということは認識しております。採算性を上げるためには、やはり事業者の経営努力、それから住民の利用促進が必要なわけですが、減便すると利用者が減

るという悪循環になります。また、バス経営は燃料費の高騰の影響も受けやすいですし、コストに占める人件費の割合が高いという労働集約型の部分もありますので、議員がおっしゃるようにコスト削減にも限界があるというふうには考えております。

今後、バス事業者の経営努力とあわせて税金でというか、行政がどこまで負担すべきかということについては、本市の財政状況も踏まえながら慎重な議論が必要というふうに考えております。現在、生活交通の確保維持協議会の中で県それから運輸支局、事業者、市の4者で協議を行っているところであります。

- 5番（森山義治君）先ほども申しましたが、地域公共交通会議が設置されておりましたならば、その会議の中で別府市の財政状況も踏まえ、高齢者に対する移動支援や市民が望む利便性のよい公共交通システムに改善されると考えますので、そのことを要望して、次の質問に入っていきます。

続いて、交通政策に対する意見集約の推進について質問をいたします。

2011年度からスタートした国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業は、4年目を迎えております。これに基づき第三者の意見の聴取や国の補助金活用など議論できる地域公共交通会議の必要性をこれまで訴えてまいりましたが、別府市にはこれにかわる別府市生活交通確保維持協議会があります。昨年度は何回この会議を開催しましたでしょうか。また、その内容を教えてください。

- 政策推進課長（稲尾 隆君）お答えいたします。

昨年度は6月と11月、2回開催しております。

協議会では、平成24年度に実施した実態調査をもとに生活交通の幹線につなぐ地域内フィーダー系統の国庫補助を主に検討していますけれども、現在補助要件を満たすネットワーク計画の策定には至っておらず、不採算路線それから運行過密路線の解消策について話し合いを行っておりますけれども、なかなか調整が難しい面があります。

一方で、高齢者へのICカードの普及や小学生を対象にしたバス乗車体験など、利用促進策についても協議し、その実施結果につきましては、事業者のほうから御報告をいただいております。

今後の方向性ですけれども、これまで議会でも意見をいただいておりますし、市民からの要望もありますので、路線バスの廃止あるいはデマンドタクシーの導入など他市の状況についても運輸支局、県から情報提供していただいで話し合いを行いました。

また、今、議員からお話があった部分ですけれども、本市の公共交通施策を進めていくための法定協議会あるいは地域公共交通会議の設置についても、協議・検討を行ったところであります。

- 5番（森山義治君）以前に比べて前向きな議論になっているなど、感謝申し上げます。しかし、地域公共交通会議の設置について具体的な議論にならなかったことを残念に思うところがございます。地域公共交通会議が設置できれば、国の補助金が活用できるようになるのではないかと考えます。

そこで、地域公共交通会議の設置についてですが、現在設置している別府市生活交通確保維持協議会では、市民の代表者が参加されておられません。特に過疎地の利用者や高齢者が移動支援についてどのような施策を望んでいるのか。恐らく利用者は、生活路線バスの減便ではなく、むしろ増便や新設、また道路の幅が狭い過疎地などではデマンドタクシーなどの運行を望んでいることが考えられます。現在の別府市生活交通確保維持協議会では、交通政策に対する改善が図られないのではないのでしょうか。

別府市は、以前にも申しましたが、18市町村の中で事業者の代表者、自治体、住民の代表者、有識者、また労働者の代表などで構成する地域公共交通会議がいまだに設置されていないのは、唯一別府市だけであります。地域公共交通会議の設置こそ必要であると思

いますが、どのようにお考えでしょうか。

これにつきましては、今回設置することができない理由について、なぜできないのでしょうか。御説明を願います。

あわせて、協議中であれば、進捗状況を教えてください。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えします。

これまで森山議員においては、地域公共交通会議の設置について御指摘をいただいているところがございます。これまでも答弁してきましたように、生活交通確保維持協議会を立ち上げまして、段階的に法定協議会または地域公共交通会議に移行する方式には変わりはありません。本市においては、合併がなく、比較的コンパクトな市街地を形成しておりますので、中山間地域の活性化、高齢化が進んでいる状況であります。本市の実情に合った公共交通政策を進めるためには、今後は幅広い意見を集約する必要がある、そのためにも組織が必要であるという認識はございます。今年度も、今月6日に第1回目の生活交通確保維持協議会を開催しましたが、昨年、交通政策基本法が施行されまして、本年秋には国の基本計画が閣議決定されるというふうにお聞きしております。これにより各自自治体が計画をつくる必要はございませんけれども、基本法に定めます自治体の責務や役割を踏まえまして、法定協議会または地域公共交通会議の設置に向けて今年度中に協議会の中で、先ほど議員御指摘のように利用者を含めた、どのようなメンバーを入れるのか等の協議をする中で進めていきたい。

また、この生活交通維持確保協議会については、もう1回目は開きましたけれども、2回目についても間をあげずに開催していきたいという考えでございます。

○5番（森山義治君） 3年間かかりましたけれども、設置の方向ということで理解をさせていただきます。よろしいですか。

全国的に人口減少、少子高齢化社会の進展、環境問題、交通事故防止、高齢者の医療費抑制、安全・安心が置き去られた規制緩和の弊害など、また交通政策基本法の基本認識を、執行部はしっかり受けとめていただき、積極的な役割を果たしていただきますことを期待しまして、次の質問に入ります。

次に、「ともに生きる条例」の共存社会形成事業についてであります。

事業目的や事業概要の中で、市民や事業者の障がいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮を行う。また、障がいのある人に対する差別や虐待と思われる事案があった場合は、当該事案の解決に向けて対処します、とありました。そんな中、まことに残念な事案が発生をいたしました。

ことし1月29日の新聞報道であります。県外から別府観光に訪れた観光客に対し、車椅子乗車を拒否というバス事業者の対応が大きく掲載をされていました。ようやく「ともに生きる条例」が前向きに議論されている中、車椅子利用者のバスの移動に対し、バス車両や道路、停留所の環境、また運転手の誤った判断など、まだまだ環境が整っていなかったのではと感じました。

そこで、再発防止の観点から各事業者に事情をお聞きしましたところ、現在バスの種類は、低床型のノンステップバス、スロープ付きのワンステップバス、旧来からのツーステップバス、リフトつきバスと4種類のバスが市内を運行している中で、車椅子乗降に対応できるスロープ付きのワンステップバスやノンステップバスの所有台数は、亀の井バスは63台中14台、大分交通54台中11台と2割程度しか所有していないことがわかりました。亀の井バスでは、福祉のまちとして車椅子のお客様に対応できるよう、平成6年から他市に先駆けリフトつきバス2台で市内幹線道路の外周に限定し、予約制で対応しているとのこと。先ほどお話をした車椅子乗車拒否後、スロープ付きのワンステップバスは、停留所で運転手はお客様にまず行き先をお聞きし対応しているとのことでした。大分交通で

は、運行路線を国道10号に限定し、大分市から国東市までノンステップバスの車両に限り予約制で対応し、また時刻表に車椅子の乗降の可否をマル・バツ式で掲載しているとのことでした。法律的にはリフトのマークがついている路線バスは、どこでも車椅子の利用者を乗降させなくてはなりません。

今後は、各社とも別府市内は道路幅が狭く、急勾配な停留所もあり、バリアフリー状況など課題があるとおっしゃっていました。

また、路線バスの車両についてですが、現在購入する路線バスの新車は、全てスロープ付きのワンステップバスかノンステップバスの車両になっており、車椅子のお客様に対応できるようになっているとのことでした。しかし、1台2,000万円ほどするので購入はすぐには困難な状況であること、先ほども申しましたが、各社とも全車両の2割程度しかスロープ式のノンステップバスか低床式のバスしか所有していないとのことであります。そのような状況の中で、特に地理がわからない他県から観光に訪れた車椅子利用のお客様は、リフトのマークが路線バスについていればどのバスでも乗降できると、多くの方が認識されていると思われます。

しかし、別府市は、御存じのように亀川の旧国道や竹の内、扇山、新別府など道路幅が狭く、また平坦な道路が少なく、その上1台の路線バスは1日中同じコースだけを運行するのではなく、異なるコースも運行するそうです。そのような運行状況の中で運転手さん任せの合理的判断で乗車をお断りすることは、乗車拒否の再発につながるのではないかと考えます。また、車椅子利用で乗降できるバス停留所、できない停留所を利用者にわかるように時刻表に乗降可否をマル・バツで掲載すれば改善につながると考えます。

そこで、別府市内を運行するバス事業者が2社ありますが、同じ認識を持つことが重要であります。車椅子乗車拒否発生以降、再発防止対策としてバス事業者は、法律に基づき社員教育を再度実施したとおっしゃっていましたが、この件につきまして、「ともに生きる条例」を制定したからには事業者任せではいけないと思います。行政としてはどのようにお考えか、また必要な施策、再発防止対策として何が考えられるのか、御見解をお願いいたします。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをさせていただきます。

「ともに生きる条例」第11条第5項におきまして、「市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする」と規定をされております。公共交通である路線バスにつきましては、不特定多数の人々が利用することができるように法を遵守していただくとともに、可能な限りの合理的な配慮を行わなければならないと考えております。

今回の事案についてであります。乗車を求めている障がい者に対して、その求めに応じることができる状況であるにもかかわらず応じないといった場合は、差別が疑われます。一方、その求めに応じることができない状況である場合は、その説明責任を果たす必要があると考えられます。したがって、「ともに生きる条例」施行前の事案でありましたが、当該事業者をお訪ねし、報道された内容の確認をしたところであり、当該事業者からは、今後職員への教育訓練に努める旨のお答えをいただいたところでございます。今後は当該事案の再発を防止するため、事業者とともに、例えば必要とされるバス停留所などの体制の整備及び研修の実施に努めたいと考えております。

○5番（森山義治君） 丁寧に回答していただきまして、ありがとうございます。

バス事業者と連携して必要とされる体制の整備、難しいのですが、研修の実施に努めていただけるものと期待をいたしております。具体的に車椅子乗車拒否再発防止に向け、バス停留所の時刻表に車椅子利用の可否をマル・バツで記入すると、県外から別府に訪れたお客様にもよくわかると思いますので、バス事業者、障がい者団体の代表者などとぜひ検

討していただきたいと思います。

次に、バリアフリー化の促進についてですが、障がいのある人の社会参加に必要な情報提供・充実に対する実施事業に、飲食店や宿泊施設など市内施設のバリアフリー状況を調査するとありました。この件につきまして、バス停留所は含まれていたのでしょうか。これまで実施した施設や内容、メンバーについて御説明をお願いいたします。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

バリアフリー状況の調査につきましては、現在委託業務としてその契約を進めているところであり、調査対象は、主に特定建築物、特別特定建築物としており、多数の者が利用する建築物、または不特定かつ多数の者が利用する建築物、また主として高齢者、障がい者等が利用する建築物としております。バス停留所につきましては、大分県が管理運営するサイト「バス停大分」におきまして、別府市内の車椅子対応バス停の詳しい情報を見ることができます。したがって、今回の調査につきましては、同じく大分県が管理運営をするサイト「大分バリアフリーマップ」に掲載がされていない建築物についてピックアップをし、調査をすることといたしております。

調査内容につきましては、駐車場、出入り口、誘導案内、多目的トイレ、トイレ詳細設備、昇降設備、観覧設備、通信設備、宿泊設備等としております。

○5番（森山義治君） 現在、委託業務として契約を進めているということで理解いたしますけれども、大分県が管理運営するサイト「バス停大分」は、「ともに生きる条例」制定以前のものであり、バス停留所も今回委託業務の対象に入れると考えます。バス運転手個人の判断で車椅子乗降の判断をすれば、乗っていただく側と利用する側とでは、合理的判断に違いがあり、乗車拒否の再発にもつながると考えられます。今後、委託業務の調査結果をもとに道路河川課など担当課に改修依頼すれば、順次バリアフリーの改善が解決していくものと思われまますので、ぜひ検討をお願いいたします。

また、バス事業者もある程度は把握しているようでしたが、車椅子利用者のほうから見れば早急に改善しなければならないバス停留所もあると思います。JRや客船から乗りかえ場所である別府駅西口、関西汽船、交通センター、各病院関係の各バス停留所において、バス車体のスロープの高さは基準で一定していると思っておりますけれども、地面から縁石の高さまではある程度は一定でない、車椅子利用の方は不安定で、乗降は困難と思われる。停留所の縁石があるところ、ないところ、例を挙げますと、富士見通り8丁目から横断道路までの各停留所には花壇があり、この花壇を改修しなければ車椅子利用の方は乗降ができませんし、道路の幅もある程度なければ、対向車や後続車両に迷惑がかかると思われまます。車椅子利用の方のバス乗降に対して車道の幅は何メートル以上あればよいとお考えでしょうか。また、車椅子の乗降が可能になるように早急に実施しなければならないバス停留所の改修をどのように進めていくお考えか、御見解をお尋ねします。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

車椅子利用者に必要な道路幅員につきまして、バスの運行に詳しい事業者に伺いました。その結果を踏まえますと、乗りおりに必要なスロープの長さ、車椅子を乗降させる歩道の幅、さらにバスの車幅を考慮した場合、最低5メートルあれば車椅子の乗降が可能であると判断いたします。

また、バス停の段差につきましては、国が定めたガイドラインの15センチの高さを基準に改修を進める必要があり、また、県内で横断歩道の段差による高齢者の死亡事故も発生していることを踏まえ、積極的な対応をしたいと思っております。4月から「ともに生きる条例」が施行されたこともあり、段差解消などバリアフリー化に向けた予算も計上しています。今後、年次計画で優先順位を考慮しながら歩道の段差改修に努めてまいりたいと考えています。

なお、県道の歩道改修につきましても、大分県や関係機関と連携を図りながら進めていくよう要望していきたいと思っております。

- 5番(森山義治君) ありがとうございます。車椅子利用の方が、バス乗降の際に、御苦労とは思いますが、運転手に介助していただきながら安全に、安心してバスに乗降できますよう、バス事業者や障がい者団体の代表者などと連携をし、優先順位を定めてバス停留所のバリアフリー化を進めていただきたいと思います。お願いいたします。

次に、障害者差別等事案解決委員会のメンバーについてでございます。

平成25年第3回定例会におきまして、「ともに生きる条例」制定について野上議員から、ホテル・旅館事業者がメンバーに入っていないことが指摘をされておりました。私も同じ考えであります。現在、他県から訪れる観光客は、路線バスにリフトのマークがついていればどこでも乗降できると判断しているようです。急勾配なバス停留所やスロープを出して車椅子の乗降がしづらい、道幅に余裕のない道路は、市内に数多くあります。今後、乗車拒否の再発防止にかかわらず、観光と福祉のまちを発展させるには、公共交通事業者の代表者やホテル・旅館事業者の代表者も、障害者差別等事案解決委員会に次回から参加すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、現在の障害者差別等事案解決委員会のメンバーは、どのような方たちが参加しているのか。これまでの事案の内容説明、その後、車椅子利用者からどのような苦情や要望が出され、どのように解決したのか。未解決事案もありましたら、含めて教えてください。

- 次長兼障害福祉課長(岩尾邦雄君) お答えをさせていただきます。

「ともに生きる条例」第22条におきまして、「市長の附属機関として別府市障害者差別等事案解決委員会を置く」と、その設置について規定がされております。計10人の委員について委嘱をしたところでございます。

その委員についてでございますが、人権擁護委員、弁護士、医師、学識経験者、教育委員、障がい者団体の代表、障がい者福祉サービス事業者の代表、商工会の代表によって構成をされております。

構成する委員につきましては、可能な限り偏りがないように配慮をし、商工会の分野からも委員を委嘱したところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、これまで「ともに生きる条例」第18条の規定による差別等事案を解決するための助言またはあっせんについての市長への申し立てはございません。したがって、今のところ当該委員会において市長からの諮問に応じた調査、審議はございません。

- 5番(森山義治君) バス乗車拒否の事案が発生しましたので、今後、バス事業者やホテル・旅館の代表者の方が入っていただきますと、再発防止対策につながると考えましたけれども、商工会議所の代表者が入っているということで理解をいたします。

また、差別事案が今のところないということで、安心をいたしました。このまま差別事案がないことを願ひまして、次に、バス及びユニバーサルデザインタクシーの車両購入費補助と対応窓口についてお聞きいたします。

まず、法律に基づくバス購入補助についてですが、困難な課題ではありますが、市内を運行する路線バスは全車両スロープ式かノンステップバスになりますと、車椅子でバスを利用する方の乗車拒否の苦情が減少すると思われれます。バス事業者としては、今後ノンステップバスを運行系統によっては同じ系統路線にバスを固定することが考えられているようです。

そこで、交通政策基本法の成立により、現在の車両減価償却費等補助金に新規補助制度が追加されているようです。負担割合がございしますが、国、県、市町村でノンステップバスを購入し、バス事業者が市に使用料を支払うシステムが確立されたようです。バス事業者から要請があれば予算措置も必要になるとは思いますが、今後どのようにお考えか御見解

をお尋ねいたします。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

バスの購入については、現行の車両購入費の減価償却費相当額に対する補助制度を、国の補助制度を使って各社が計画的に買い換えをしております。ただし、資金の負担が重いという話は聞いております。

今、議員からお話があった、市がバスを購入して、バス会社が使用料を支払うという、新しい公有民営による補助スキームを今回国が示しておりますけれども、まだ県それから運輸支局においても詳細を把握していないような状況でしたので、お願いをして補助要件等を国に確認してもらいました。その回答は、今のところ地域内フィーダー系統のバスしか対象にならないということでもあります。国の補助制度が非常に複雑で、一概に言えませんが、現時点では別府市にその対象となるフィーダー系統はありませんので、今のところ使えないというふうに理解をしております。ただし、その他の要件、あるいは特例措置、それから市域をまたいで運行する場合に対象となる場合があるようにも聞いておりますので、仮に市域をまたいで対象になる場合は、県の公共交通会議で計画を作成して国の承認を受けなければならないというような部分もありますので、今後もちよっと詳しく調べてみたいというふうに考えております。

○5番（森山義治君） いろいろ調べていただきまして、ありがとうございます。確かに課長答弁のように新しい補助スキームは、フィーダー系統のバスしか対象になりませんが、御存じのようにフィーダー系統、すなわち交通網において幹線、主に鉄道を指す、駅などを指すわけですが、接続して支線の役割を持って運行される路線バス、既存の市内路線系統でも20%または3キロ以上の見直しを行った路線系統や増便を行った系統、運行形態を変更した路線系統など、例えば扇山から別府駅までの路線系統など、フィーダー系統のフィーダーということで国の補助制度が、課長も調べていただいたように活用できるようです。ただし、これには地域公共交通会議の承認が必要であります。この制度が一番有効活用だと考えられます。市内の路線バスがスロープ付きのワンステップバスやノンステップバスになれば、特に高齢者や障がい者の方は、バスの乗降がスムーズになりますので、先ほど部長答弁のとおり、少しでも早く地域公共交通会議の設置をしていただきたくお願いをいたしまして、次に、ユニバーサルデザインタクシーの購入補助についてです。

障がい者や高齢者にバリアフリーの宿泊・観光施設の紹介や旅行のアドバイスをする別府・大分バリアフリー観光センターが、ソルパセオに設置をされましたが、車椅子利用の方に対する移動についての説明も今後は重要な課題だと思います。別府市内には各種車椅子の対応ができる新型のユニバーサルデザインタクシーが3台しか運行されていないようです。また、車椅子にも電動や手動式など種類があります。

そこで、電動式の車椅子の場合は、リフトつきタクシーかユニバーサルデザインタクシーのみの乗車となりますが、このリフトつきタクシーは、市内に全車合わせて9台の所有、さらに予約制で、夜間は車庫で待機状態のようでありまして。特に電動式の車椅子利用の方が飲食後帰宅をする場合や、利用頻度の少ない夜間においては、リフトつきタクシーは不便です。

そこで、以前にもお話ししましたが、料金も小型料金で各種の車椅子に対応可能な新型のユニバーサルデザインタクシーは、健常者にも利用が可能ですし、予約なしで、さらに昼夜を問わず市内どこでも乗降が可能であります。そのような中、各タクシー会社に1台ぐらい所有できればいいな、車椅子利用者はさらに便利であると考えられるのですが、車体価格が1台250万円ほどするとのことで、購入が困難とお聞きをしております。前回は、このタクシーに別府市が交付しております福祉タクシーやリフトつきタクシー券の利用を可能にいただきたく質問をいたしましたが、検討したいとの回答でありました。その後

どのように検討されたのでしょうか。

また、今回は購入費用について質問をいたします。

福祉のまちづくりとして、各種車椅子に対応可能な新型のユニバーサルデザインタクシーの購入に対し、国の補助金が1台に対し60万円あるようですが、それに加えて1両あたり20万円の補助金を助成している市町村もあるようです。希望する各タクシー会社や個人タクシーに、別府市も単独で補助金を助成することも重要であると考えますが、いかがでしょうか。障害福祉課、政策推進課、それぞれ御見解をお尋ねいたします。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

福祉タクシー利用券の充実についてでございます。現段階では身体障害者手帳または療育手帳の提示により通常タクシーの乗車に関しては10%割引の制度の利用をお願いしたいと思っております。しかし、現在の「誰が、いつ、どこで」ではなく、「誰もが、いつでも、どこでも」へと、柔軟な利用形態への変革は、福祉のまちづくりとして必要でございます。今年度策定予定であります障がい者計画等につきまして、当事者へのユニバーサルタクシーを含んだ福祉タクシー利用についての意向調査を年内に行う予定であります。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

新型のユニバーサルタクシーの購入についてですけれども、県のタクシー協会に確認したところ、既に県と運輸支局そしてタクシー協会で構成する協議会があり、国の補助を受けて、別府市のタクシー会社もこの制度を活用しているようです。タクシーは、市単独の補助ということでもありますけれども、タクシーは運行範囲が広く、市域をまたいでおりますので、市の単独施策にはなじみにくい部分があるというふうに考えております。県内でも事例はありませんけれども、他県で事例があるということですので、調査してみたいと思っております。

いずれにしても、国・県の制度をできる限り活用して、交通事業者との協議、それから利用者、市民の意見を幅広く集約する中で、他のさまざまな施策とあわせて検討していきたいと考えております。

○5番（森山義治君） 厳しい財政の中で困難な課題であると理解しておりますけれども、福祉のまちづくりとしてこのユニバーサルデザインタクシーの稼働率を上げていくことも重要であると考えます。先ほど障害福祉課の課長答弁がございましたが、福祉タクシー利用者に対しまして、ユニバーサルデザインタクシーを含んだ意向調査を行うようですので、参考にしながらぜひ検討していただきたいと思います。お願いいたします。

次に、交通政策に対応する専門窓口についてですが、交通政策基本法やタクシー関連3法が、昨年末に成立をいたしました。交通に関する徒歩、自転車、自動車、鉄道、船舶など交通政策に対するさまざまな課題解決に向けて担当者の人材育成も重要であると考えます。

そこで、交通政策に対する、例えば交通課ですとか、担当窓口が必要と思われませんが、どのようにお考えか御見解をお尋ねいたします。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきます法定協議会等を設置しますと、地域と協働で本市の公共交通の相互連携計画等を立てることになります。現在の組織、今、政策推進課が窓口になっておりますけれども、その組織人員では対応が非常に難しいのではないかなと思っております。

先ほど議員御指摘で専門課などを設けるべきではないかということでございますけれども、現在行財政改革と人員適正化計画によりまして、今後も職員の増員というのは非常に厳しい状況でございます。新たな課や係を設置、新設する、また人員の確保というのは容易ではないということでございますけれども、しかしながら、今後人口減少と超高齢化社

会の現実を前に、今後のまちづくりを進める上で非常に公共交通のあり方というのはポイントになってくるというふうに考えますので、既存の組織や仕組みをスクラップする中で、御指摘の組織強化等も視野に入れながら考えていきたいというふうに思います。

- 5番（森山義治君） 交通政策基本法や耐震改修促進法、さまざまな法律改正が矢継ぎ早に進む中で職員の仕事が増え、専門知識や人材育成が増える重要な課題となってくると思われます。全国的に公務員の削減が実施されておりますが、ふやすべき部署や人員も必要だと考えますので、職員課もそこら辺はしっかり把握していただきたいと思えます。そのことをお願いいたしまして、次にラッピングバスについてお尋ねいたします。

平成25年度に引き続き今年度も誘客プロモーション事業を実施することは理解いたしました。昨年度この事業の宣伝効果を高めるため、1つの施策としてバス車体を活用したPR宣伝が実施されましたが、御存じのようにわずか5カ月間ほど使用ただけで、新年度には実施をされませんでした。お聞きしますと、このバス車体にあるシートは、一度つくりますと——ラッピングですね——5年から6年間は使用できるそうで、新年度も継続して掲載する方法も、ほかの方法か何か考えて、あったのではないかと考えますが、その点について御見解をお願いいたします。

- 次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

昨年度実施いたしましたラッピングバスによる観光宣伝という方法でございますが、これはほかの自治体でも実施しております宣伝方法の1つでございます。実施の目的、内容、タイミング等によりまして、さまざまなPRが可能な宣伝媒体であるというふうに認識しております。予算の執行期間の関係、それから掲載したキャラクターの使用期間、その他もろもろの状況によりまして、新年度の継続には至りませんでした。別府市への誘客、イベント開催告知等におきまして、幅広い方々への周知やPR等を行う重要な広告媒体の1つとして効果的な活用方法等の可能性を探ってまいりたいと考えております。

- 5番（森山義治君） 前回実施された初音ミクのラッピングバスを見て別府観光に訪れたお客様のお話も聞いております。

話は変わりますが、内成地区から別府駅を運行する不採算路線である増客対策として、バス事業者が自費で内成地区の棚田を描いたラッピングバスを別府・福岡線の高速バスで運行予定だそうです。また、内成自治会がボランティアで農産物の販売や観光案内などを予定しているそうです。別府市の新しい協働のまちづくりとして何か手助けを別府市として考えられるのではないのでしょうか。そのことをお願いいたします。

それで、次の実は低炭素まちづくりについてでございますが、質問が中途半端になってしまいますので、申しわけございませんが、次回の機会とさせていただきます。本日の私の質問を終わらせていただきます。

- 副議長（穴井宏二君） 休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時05分 再開

- 副議長（穴井宏二君） 再開いたします。

- 15番（平野文活君） それでは、高齢者をめぐる問題から入っていききたいと思います。

ことしの5月末の最新の高齢化率の資料をいただきましたが、30.47%ということで30%をついに突破ということです。65歳以上は3万7,013人という資料をいただきました。そのうちひとり暮らしの方が7,597人ということで、非常に多いわけでございます。この資料をもらって、改めて平成24年3月に別府市の社会福祉協議会が出した地域福祉活動計画というのがあるのです。これを見ておりましたら、高齢者人口の推計というのを出示しておりました。それによりまして、平成26年は3万4,707人で、28.6%という高齢者率。30%を超えるという推計は、これは出ていないのです。平成30年で29.6%、人数にし

て3万5,125人ということで、これはどういうことを意味するかというと、2年前につくった推計値を大幅に上回るスピードで高齢化が進んでいるということなのです。そういう意味では高齢者をめぐる問題というのは、市政の最重点課題の1つだというふうに改めて私はこの資料を見て感じたわけでございます。

そこで、幾つかの市民の皆さんから寄せられた要望に基づいて質問をしたいのですが、まず納骨堂についてということなのですが、これは環境課が担当ということでございました。いただいた資料では、市営墓地は5カ所で5,613基ある。しかし、空き墓地というのですか、ほとんどないという資料をいただきました。たまたま空いた場合でも抽せんがあって、5倍から20倍という競争率だということなのです。その中で民間の墓地がどんどんふえておりまして、16法人が民間墓地をつくってきた。しかし、買うには高い価格が必要であります。

そういう中で大分市が市営納骨堂を建設したという報道を見て、別府市にも欲しいのだ、こういう声が私に寄せられました。そういう市民の要望に応えることができるかどうか、まず最初にお聞きいたします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

大分市と一緒にような形ですが、やはり別府市のほうも少子高齢化、核家族化等の社会情勢の変化に合わせて、市民の墓地に対する意識は多様化をしている状態でございます。現状では、御指摘の納骨堂ということで、別府市民の方から具体的に納骨堂を建設してほしいという強い要望等はございませんが、市民の方々の中で次の世代にお墓を心配させたくないと思う人や、子どものいない御夫婦それから独身者などが、お墓を継承させることができない。そういう人のために永代供養墓となる納骨堂の建設も視野に入れなければならない時期に来ているものと考えております。

ただ、今別府市、古い墓地につきましては、使用者の人のつながり、「係累」といいますが、途絶えた無縁となっている墓地が、何年か前になるのですけれども、目視による調査で190基程度存在することがございます。それでお盆やお彼岸の墓参時期に合わせて課のほうで札かけ等を行って使用者確認作業を定期的に行っておりますが、無縁墓地の使用権また所有権の消滅処分等の問題も含めまして、無縁墓地の焼骨の改装用としての機能を持つ納骨堂設置という指定も同時に必要との認識をしております。

○15番（平野文活君） 建設も視野に入れなければならない時期に来ている、建設するとすれば骨を焼く焼骨機能も持たせなければならぬというような答弁をいただきました。ぜひ早期に、これを実現していただきたいと思います。

私は、大分市の納骨堂というのを見に行ってみました。なかなか立派なものなのですけれども、幾つか問題があるなと思ったのは、予算が1億7,900万円もかけて、自分の土地ですから、建物だけにかかった費用です。にもかかわらず、納めるお骨の数、直接参拝というのが上下あって、下が40万円、上が50万円、30年間そこで納骨できるという。間接参拝というコーナーというか、部屋がありまして、言ったら悪いですが、コインロッカーみたいなのがばあっと並んでおるのですけれども、その下に合葬室というのがあって、ここは4,000体入れられますとか言うのだけれども、お骨を袋に入れてひもで垂らして地下室にどんどん積み上げていくというわけです。その上にコインロッカーみたいなのがざあとならんでおって、お骨の上に足を乗せることになるので、そこには参拝者は足を踏み入れられないようにしていますとかいって、しかし、それに入れるのも20万円かかるのですけれどもね。

そういう形で募集をしたのだけれども、その40万円、50万円のところだけ80を募集したら、408人が応募してきた。5.1倍なのです。ところが、その20万円のところとか合葬室、地下室にはほとんど応募がないというような状況で、1億七、八千万かけた割には

市民の何といいますか、ニーズに合っていないなというのも非常に思いました。

したがって、別府市でやるとするならば、やっぱり建物は簡素にして、そして合葬室というのは5万円というのだけれども、5万円とか20万円とか40万円、50万円とかいうふうにランクをつけてするということもどうかというふうに思っていて、建物は簡素にして、できるだけたくさんの方がお金に区別をつけなくて同じような形で納骨できるようにするのが一番いいかな、私はそういうふうに思いましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、詐欺のことについてなのですが、ある市民の方から、i P S細胞による新薬を開発した、そしてあなたにその出資の権利ができたというような電話があったというようなことで、1,000万円振り込んでくださいというような話なのですが、もう詳しい話はしませんが、相談をして、これはもうだめということで結局振り込まなかったのですが、そういうふうないわゆる悪質な商法あるいは詐欺、テレビのニュースでもよく聞くのですが、相当ふえておるとのことなのです。別府市での被害状況とかがわかれば教えてください。

○商工課長（狭間 章君） お答えいたします。

平成25年度より消費者相談窓口から、消費生活センターの開設によりまして、相談日が週2日から4日に拡大した結果、センター開設前の平成24年度の消費者生活相談件数は252件でした。そして、センター化後の平成25年度の相談状況につきましては427件となっております。

平成25年度の被害状況であります。契約購入金額は3億4,290万円となっております。相談により助言や業者に直接あつせん等で被害に遭わなかったものが、確認できるものですが、被害回復金額につきましては、50件の2,692万円となっております。

○15番（平野文活君） 相当なやっぱり被害が出ているということです。ところが、私は県にも問い合わせをしたら、今報告があったこの件数というのは、いわゆる悪質商法というカテゴリーらしいんですね。詐欺は、行政としては集計していません、警察に聞いてくださいと言われて、いわゆる詐欺というのは、今報告があった件数とはまた別らしいのです。

それで、警察のほうの数字は、私もちょっと把握はできないままで質問日を迎えましたが、これはやっぱり行政が警察とも連携してこの悪質商法とか詐欺とかいうものの実態を本当に、月々ぐらいでも把握しながらどんどんやっぱり、こういうことがありましたよというような、気をつけてくださいというのは、どんどんやっぱりやっていく必要があるなと、改めてそう思っております。

そこで、ホームページをいろいろ検索してありましたら、消費者庁が、去年の10月からことしの3月にかけて、消費者被害防止モデル事業というのをやったという記事が出ていまして、その調査の対象に大分県が選ばれておるのです。全国20カ所あるのですが、大分県で臼杵市それから杵築市、日出町あたりが選ばれておりました。そこで、日出町にも出かけてみましたが、日出町では257件に電話による聞き取り、あるいはその協力してくれる人に対してだけですが、電話に録音機をつけてそういう声を録音する。国のほうに資料として送るというようなことが、モデル事業でやられておりました。これを集計して分析して、国として手引きをつくるということです。そして、全国の各自治体に活用してほしいということを書いてありましたので、まだその手引きが来ていないらしいですが、ぜひそういう各地の事例を参考に、別府市も相当な被害があるという前提で対策を講じてほしいということをお願いしまして、次に移っていきたくと思います。

安否確認、緊急通報システムの問題でございますが、ことしの3月に実は高知県の共産党の党員の方が、私のところの事務所に見えて、実は身内が別府市のマンションで暮らしておったのだけれども、何カ月もたって発見されたという事例を訴えてこられて、い

ろんな話を聞かされたのです。遺体が既に腐敗をしていたというようなことが言われました。

また、別の市民の方から、これは別府に在住している方ですが、自分のお母さんが佐伯市でひとり暮らしをしておったということなのです。それで、いわゆる緊急通報システムに登録しておったのですが、そのおかげで亡くなる前に発見できて、いわゆる身内がそろってみとることができた、大変感謝しておる。別府市はどうなっておるだろうかというような、こういう問い合わせでありました。

別府市の今の制度は、もう20年もたつということで、当時としては非常に先進的な制度だったというお話なのですが、残念ながら倒れる前にボタンを押さないと緊急のシステムにならないのですよね。役に立たない。佐伯市で聞いてみたら、朝の時間、毎日決まった時間に登録、する人は希望者ですけれども、登録しておって、電話がかかってくるらしいのです。それで電話を、受話器をとるのかボタンを押すのか、ちょっとその辺はわかりませんが、とにかく、大丈夫ですよという確認をして毎日毎日過ごす、そういうシステムになっているらしいのです。もちろん緊急ボタンというのもあって、緊急ボタンを押せば緊急の対応がされるというようなことも聞きましたが、つまり別府市民の人が感謝しているというのは、死に目に会えたからなのです。いわゆる孤独死とか孤立死とか言われるそういう事態にならなかったということで感謝をしているわけです。

この佐伯市と同じようなシステムが、杵築、日出、九重などに県内では普及していません。大分市も聞くところによると来年度導入を、既に今のシステムはあるのですが、ちょっと改善をして同じようなシステムに変えようかということを検討しているというのも聞きました。

別府市も、今のシステムの利点もあるけれども、そういう弱点もあるわけですから、そういうシステムは日進月歩改善されていますので、思い切ってやっぱり再検討する。こうした佐伯、日出方式とかいうのも大いに参考になる、思い切って取り入れたらどうか私は思うのですが、いかがでしょう。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市の緊急通報システムは、緊急時の救命という点では有効ではありますが、今、議員言われますとおり、毎日の見守りという視点では、他市と比べ劣っている部分も否めません。事業開始後20年以上経過しておりますので、議員御指摘のとおり他市の緊急通報システムの状況の機能的部分や経費的な部分を調査いたしまして、より効果の高い事業にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○15番（平野文活君） 資料をいただきましたら、別府市も今緊急通報システムを設置している御家庭は949世帯といますか、949台が貸し出されているということです。これは12万人の人口でそういうことなのですが、冒頭に言いましたように、高齢者率は相当進んでいるのですが、佐伯市は7万7,000人の人口で1,100台これが普及している。杵築市では3万1,000人の人口ですが、600台普及しているということです。これは、ですから、率からすれば別府市の2倍近い普及になっております。それが、しかもそういうさっき言ったような利点があるわけです。

そこで、孤独死とか孤立死とかいうのは定義がないということで、なかなか数字が出ないらしいのですが、私は去年の秋に大阪で開かれた議員研修会がありまして、そこに千葉県松戸市の常盤平団地とかいう、大きな団地みたいですが、その自治会の方が孤独死ゼロ作戦とか何かいうのをこの十数年取り組んでいる、その実践報告を聞く機会がありました。その中で松戸では49万人の人口ですが、平成24年度1年間で135人のいわゆる孤独死があった。定義がないということですがけれども、誰にもみとられなくて亡くなるケース、そういうふうなことでそれだけの集計がされているわけです。

そこで、別府市ではどうなのだろうかということで、これまた警察に聞いてみました。要するに、やっぱり定義がないから正確な数字は出ないのだけれどもということで、いわゆる死後発見された場合なんかで、先ほど、前の質問のときにもありましたが、警察の検死が必要なのですよね。そういう検死例が昨年1年間で約200件あった。その中で単身者で65歳以上という分類をしてみると、72件あったということです。私に説明してくれた刑事さんが、「別府市の数は断トツに多いのですよ」と、こう言うから、「どんなふうに断トツに多いのですか」と聞いたら、大分市は別府市の3分の2ぐらい、件数で。だから四十数人ということなのでしょう。そうしたら人口は別府の4倍あるのですよね。確かにそう聞かされますと、別府市でいわゆる孤独死というのが異常に多い。この事態を私もそういう数字は把握しておりませんでしたから、非常にショックを受けました。

そこで、この刑事さんが、自分はまだ1,000体ぐらい検死に立ち会ってきた、まだ温かい御遺体もあった、あるいは電話に手を伸ばしかけたような格好で亡くなっている、そういう御遺体もあったというようなことをいろいろ具体的に話をしてくれました。確かに別府はちょっと異常だと思っていたので、そういう方式、事前に一刻でも早く発見できるようなシステムがあるなら、ぜひ別府でもというふうに警察のほうから頼まれました。ぜひこれは市長の英断でこのシステムの改善をしてほしいなと思いますが、いかがですか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） 議員言われますとおり、この孤立死の問題というのは非常に大きな問題だと担当課としても捉えております。実際、昨年7月には別府市高齢者等孤立死防止対策ネットワークを立ち上げて、自治会を初め新聞配達関係者や電気、ガス、水道等の検針関係団体、牛乳等の宅配企業などの関係機関と地域住民の異変情報の提供に関する協定を市内16の事業者と締結し、孤立死防止に向けての取り組みを現在行っているところでございます。

○15番（平野文活君） 市長、どうですか。今の答弁は、もう前に聞きましたので、そういうものでなくて直接的な支援をやったらどうか、亡くなる前に発見できるようなシステムをつくったらどうかと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今大変貴重な御意見をいただきました。この孤立死問題、ネットワークをつくりましたが、本当に最重要課題でありますので、そのシステム改善に向けて鋭意検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○15番（平野文活君） 私はこの問題を提起しまして、課長とも何回もこの話し合いを持ちましたが、最初いただいた答弁では、今後の方向性についてこれから調査もして、方向性について考えていきたいというぐらいなことで、ちょっと悠長な答弁書だったのですよ。警察の検死係の方が「異常な事態だ、別府市は」と言うぐらいですから、それを私自身もそれはよく、そういう実態にあることを知らなくて、そういう相談があって要望があって調べてみたらそんなことで、これはちょっとやっぱり悠長に「今後検討します」というようなことでいいのかと、本当に思います。ぜひ来年度の導入に向けて本当に真剣に検討してほしいということをお願いして、次に移ります。

サービスつき高齢者向け住宅という問題なのですが、ある医療法人が別府市でマンションを建てまして、1階に診療所とかがあるのです。合同新聞に折り込みを入れた。その折り込みを見たら、家賃は3万5,000円、そして1階には診療所なんかがあって安心ですよという、これはいい、安くていいというので、家を買って入った人、入ろうとした人もおる。アパートで家財道具を売り払って入った人もおる。それで、この4月オープンしたのです。

ところが、オープンの直前、昨年の秋ぐらいに家賃は4万5,000円に変更しますという、入居予定者にあっておるわけです。それはオープンの直前の3月になって、ことしの3月になって家賃を5万5,000円にしますと言ってきた。そして、平成28年10月までには

7万円にしますという文書が届いておるわけです。

しかし、5万5,000円でも安いかなということでその入居手続を進めていたら、4月オープンして、家賃を7万円にします、この4月から。突然言われたというので、これは詐欺ではないか、おかしいのではないかというような入居者の声になったようなのです。その後も文書で、とりあえず5万5,000円は6月までで、7月から7万円、来年1月からは9万円から10万円にしたいという手紙が届いたというようなことで、ちょっと余りにもひどい話だなというふうに思いました。

そこで、市にも入居者の皆さんが何人かそろって、私も立ち会いましたけれども、何とかしてくれという陳情に行ったのです。市としては、こういうトラブルをどんなふうに支援する、解決したらいいと考えていますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

この施設の開設につきましては、建設に先立ちまして別府市に事前協議に来ておりますので、低額な家賃等の居住費で募集していることについては、事前に把握しておりました。また、県内の他市においても同様の施設を既に運営しておりまして、低額で運営されているということを確認しておりましたので、安心していたところでございます。

そして、今、議員御指摘のとおり先月の5月13日に来庁され、私どもも十分に説明を受けたところでございます。内容について納得のいかない状況は十分理解できますが、別府市としての介入は難しいというふうに判断しましたので、法律の専門家等への相談が適切ではないかと、入居者の方々へお話を行ったところでございます。

さらに、このサービスつき高齢者向け住宅の許認可については、県の建築住宅課が担当しておりまして、家賃や契約書等の届け出も県に行くようになっておりますので、この内容については県のほうに報告しまして、対応についてお願いしているところであります。

○15番（平野文活君） こういうサービスつき高齢者住宅というのは、市内に7カ所できていう話なのですが、公費の助成を受けているのですよ、1戸当たり100万円程度。それとか固定資産税の減免も優遇措置も受けております。いわば公営住宅とか、あるいは福祉施設、これもどんどんつくっていかないと、本当、間に合わない状況だけでも、いわゆる公の施設だけでは間に合わぬというので、補助金を出して民間の企業にお願いしているわけです。いわばこれは国策として推進されておるのです。そして、県も先ほど言うように認可しておるという責任がある。その認可のときに家賃は何ぼと書いておるのですよ。それで認可しておるわけです。認可を受けて建設が終わって、どんどん値上げするなんというのは、ちょっとひどい話です。

ですから、市が介入は難しいというような立場ではなくて、それは市が何か言う権限があるかないかという、そういう法的なことを聞いておるわけではないのですから、別府市民がそういう被害に遭っているわけですから、その立場にしっかり立って県にもかけ合う、場合によっては業者にやっぱり市として物を言うというぐらいあってもいいのではないかと私は思いますが、市長、いかがですか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、我々もお話を聞いて非常にひどい話だなというふうには感じております。しかし、先ほども申し上げましたが、この許認可権が県にある以上は県のほうにその事実を報告して、県のほうで適切に対応していただくという方法が一番であろうというふうに考えており、そのように皆さんにも御説明したところでございます。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

さまざまな権限移譲の中で、法律的には市に直接その介入権等がない部分もありますが、住民を守る視点から、その立場になって県、その他関係機関にしっかり要請、改善方を求めてまいります。

○15番（平野文活君） 現在はその入居者の皆さんも契約書を交わしていないのですよ。ですから、家賃は決まらぬのだから、大体契約書というのは家賃とか書くでしょうが。納得できていないから契約書を交わしていない人も多いのです。ですから、私は、今、副市長が答弁されましたが、市に相談に行ったのだから、市が業者から聞き取りする、どうしてそういうことになっておるのですかと、そういう市としての調査というのは当然やるべきだと思うのです。その権限があるかないかという問題ではないのです。当然市民の要望を受けてそういう事情を聞き取りするという事は当然だと思いますが、いかがですか。

○副市長（中尾 薫君） 先ほども御答弁させていただきましたが、市民の立場になるためには、まず最初に現状をしっかりと調査分析して、しかるべきところにしかるべき手法をもって対応するというのが基本であると考えております。

○15番（平野文活君） それでは、その法人の方にも市として聞き取りをするというふうに理解して、次に移りたいと思います。

もちろん弁護士さんや何かにも相談しているようです。ようですが、市は知りませんということではやっぱりいかぬと思いますので、よろしくお願いします。

この項の最後ですが、医療介護総合法というのが、今国会で大詰めを迎えております。これは可決されましたら、さまざまなことが起こると思うのですが、1つは、介護度が1、2という比較的軽い介護度の方が、特別養護老人ホームにはもう入れませんよというふうになってしまう。あるいは要支援1、2の人は、もう介護保険の給付そのものから外しますというような内容になっている。そういうことになると、これは3月の議会でも大分議論しましたけれども、相当な影響が別府市民には出るというふうに思うわけでございます。

そもそも昔と違って介護保険になって、そのサービスを利用するためには認定を受けなければいかぬわけですが、いろんな検査も受けて。その認定を受けた人からサービス受給権を奪うみたいな格好だから、これはちょっと、それこそ国家的詐欺というように言われても仕方がない。あるいは、今まで認定制度が始まって、あなたはこのサービスを受けるほどではありませんといって非該当というふうに区別される。要支援にもならない。非該当というけれども、確かにちょっと体が弱っておるねとか、これは支援が必要だね、こういう人のために地域支援事業といって、介護保険制度とは別に市独自の支援制度があるので。そうすると、認定を受けて要支援1、2といってサービス受給の権利を得た人も、認定に非該当で介護保険給付外のサービスを受けている人も一緒くたになるのです。非該当の人と、では認定を受けた人が一緒に扱われるのかということになりまして、これはちょっと介護保険制度そのものの制度の破綻といいますか、というふうにもなるなというふうに私は思いました。

国のことですから、なかなか即実施としてどうこうすることはできないのだけれども、やっぱりそういう形で法律が変わって市民に被害が出るということが、もう予想されているわけですから、市としてちゃんとサービスは続けますよ、そういう方針をしないと、実際に受けている何千人という方がどうなるのかなということになってしまいます。ですから、ぜひそういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。

その際、ある市民から言われたのですが、別府は確かに観光のまちだ、主力産業が観光だ、これは間違いない。しかしながら、病院が多いとか福祉施設が多いとか、障がい者が多いとか、別府はやっぱり福祉のまちという側面も非常に強いというふうに言われまして、油屋熊八さんを顕彰するという、毎年あれもありますし、相当な力を入れている割には中村裕博士ですか、偉大な人だと思う。別府は本当に福祉のまち、太陽の家があるということもあってでしょうけれども、1つの象徴的な人物ではないか。もっとこの方の功績に光を当ててアピールをしてほしいというような、文字どおり別府が福祉のまちとして全国に

知られるような、その象徴的な人物として中村博士、確かに言われるとおりそういう人物だな、こう思うのです。福祉のまちづくり、そして中村博士への光の当て方、これをちょっと別府のまちづくりの今後の大きな方向性として大事な視点ではないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。部長、答弁お願いできますか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

平野議員から今御指摘いただきましたけれども、現在の国勢調査でも医療福祉関係に従事している市民というのはすごく多くて、今1番だと思います、単純累計によりますと。別府市は、今温泉もツーリズムも福祉と健康というものを大きなキーワードにしております。また、今おっしゃいました中村博士、太陽の家の偉大な先人のございまして、大分県でも車椅子マラソン等々については、大きくPRしておりますが、その一番大きな1つの事業としての太陽の家があるわけですが、そこら辺についてははっきりPR方を観光等ともあわせてやっていかなければならないというふうに考えております。

○15番（平野文活君） このコピーは、あるパチンコ屋さんの広告の中で別府のいろんなことをアピールしてくれておるのです。その中に中村博士の連続で何回も載せているというのを私は持ってきて、ぜひ、パチンコ屋さんがしておるのだから、行政がもっと頑張ってくれというふうなことを言われたのです。

こういう漫画も出ていまして、私も初めて読みました。「身体障がい者とある医師の挑戦」という漫画も出ていまして、中村博士のことを紹介しているのです。こういうのを私も初めて見たのです。そういう意味では今回の質問、市民の人からいろんなことを教えられればかりで、ちょっと恥ずかしい思いもしておりますが、ぜひ、やっぱりこれは貴重な提言ではないかと思えます。ですので、国が介護保険制度がちょっと使いにくくなっている状況の中で、別府市は大丈夫ですよということもあわせてアピールしながら福祉のまちづくりを進めていただきたいということをお願いして、次に移りたいと思います。

教育行政です。もう時間がなくなってしまいました。

今回、中学生をめぐる諸問題というのを上げました。きのうも話が出ました。中学校の不登校の人数が、平成24年度は82人だったのだけれども、平成25年度はついに3桁を超えた、103人になったというお話であります。その原因はさまざまある。1つではない、複合的な問題があるということなのですが、私、やっぱり専門的に対応している総合教育センターの先生の意見を聞きに行きました。そうしたら、この103人の人たちに対する、つまり年間30日以上不登校で休んだ方がカウントされるわけですが、そういう方々に対する対応はもちろん一生懸命やらなければいかぬが、さらにそこに至る「予備軍」と言ったらおかしな話なのだけれども、まだ30日に至らない、だけれども、休みがち。放置しておくとならば不登校になってしまうというふうな人たちがたくさんおる。そういう未然に防ぐ活動もぜひ力を入れてほしいという陳情を受けました。

30日以上は103人ということですが、そこに至らない子どもたちが、中学生でどれくらいおるか御報告願えますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

昨年度1年間で20日から29日欠席した中学生が、約50名いると把握しております。

○15番（平野文活君） そうすると20日に近い、これは3日以上休んだら教育委員会に報告しなければいかぬというようなシステムに学校はなっていますというふうなことも聞きましたが、まだそういう意味でいうと要注意というか、見なければいかぬ子どもたちが、まだまだこのほかにたくさんおられるということが予想できます。そういう意味では小学生に比べても異常に多いですから、中学生が非常に不安定な心の状態にあるということを1つあらかず数字かなと思います。

もう1つ、就学援助を受けている子どもたちが、平成25年度、どれくらいおるでしょ

うか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

平成 25 年度は、中学生で 4 月認定が 537 名であります。平成 26 年度は、4 月認定が 600 名であります。

○15 番（平野文活君） 600 名ということになると、2,700 人ぐらいの子どもたちの人数ですから、20%を超える子どもたちが経済的な困窮状態にあるというふうに言えるわけでございます。家庭の経済的困難が増している。1 つは不登校に示されるような心の不安定。また、足元では経済的な困難という状態に置かれている。それが今、中学生の実態だなど思います。

そういう中で学力というのはどうなっているか。これは長くなると悪いので資料だけ言いますが、全国調査の場合は県下市町村のほう、点数とか順位とか発表されないらしいのですね。それで県がやった調査、中学 2 年生、平成 24 年の調査では非常によくなくて、姫島を除いて 17 市町村の順位なのですが、国語で 16 位、数学 12 位、理科は最下位 17 位、英語 13 位という、非常によくありません。平成 25 年度になったらかなり、かなりというか若干これが改善されている数字が出ておりました。私は、今の中学生がさまざまな面で困難な状況に置かれている、そういう中でいろんな問題が起こっている、これは学力の問題もやっぱりその 1 つだと思えます。

ある学校の校長先生を訪問して、その辺のこともお聞きしましたが、一人一人のそういう何といいますか、ちょっと目をかけ、手をかけなければならない子どもたちに対するケアといいますか、担当の担任の先生が中心になってやると思うのですが、不登校、学校に出てこなかったら時間を見計らって起こしに行くというふうなこともやっているし、仲のいい子どもたちをつけてケアするとかいうこともやっているし、先ほどの答弁でもあったけれども、かなり家庭訪問もやったり親との対話もしている。1 人の子どもを救うのに相当なエネルギーを費やしていますというふうに、やっぱり校長先生はおっしゃっていました。ですから、それでも、そういう努力があってもなお、先ほど言ったように不登校が多く、学力もなかなか上がらないという問題を抱えているわけです。

そこで、手だてを講じれば打開ができるのではないかということをお願いしたいのですが、それが図書館活動で見る成果、効果という問題です。私は、この数年来、御承知のように学校図書館の問題を議論してまいりましたが、最初は、「そんなことは考えておりません」という答弁がずっと返ってきておりましたが、郷司教育長になってから図書館の司書の配置が始まり、エアコンがついて、図書購入費用も相当ふやしていただきました。それは市長の指示があつてのことだろうと思いますが、そして、中学生がとにかくなかなか本を読まないというので、中学生には専任の司書制度にすべきだということも提案させていただいて、去年からですか、そういう体制ができましたですね。そして、振り返ってみたら平成 19 年で中学生 1 人当たりの本の貸し出し数が 1.9 冊だったのです。ところが、平成 25 年は 10.1 冊。まだまだ少ないですけども、5 倍にふえています。やはりこれは小学校も同じような数字になっておりますので、これはやっぱりそれだけ手だてを講ずれば成果が上がる、効果が出るということのあらわれだなどというふうに思っております。

私は、今の中学生、思春期を迎えている、私たちの子どもころからは、まだまだ子どもだったな、こう思うのですが、今はどうですかね、私も詳しくは知りませんが、中学生が置かれている状態を見て、いろんな援助も必要だけれども、心の栄養というか、それがやっぱり大事ではないかなというふうに改めてこういう聞き取りをしながら思ったわけでございます。

私が中学生のころ、昭和 30 年代ですが、頻りに巡回映画というのが来ておったのです。私は、大野郡の三重町の稲積鍾乳洞の近くで育ったのです。もう廃校になっています、小

学校も中学校も。それぐらい田舎です、そういう田舎です。そういうところにも来ておったのです。それで、だから今私らはそういう子ども時代、映画を見るなんという機会はなかったですね。そういう環境の中で育ったのだけれども、別府や大分のまちの子どもと違って。だから、そういう田舎の子どもたちにも映画が見られたのです。ですから、覚えていますよ、「にあんちゃん」とか「キューポラのある街」、吉永小百合さんね。それから、長編アニメで「雪の女王」というのがあったですね、それとか「石の花」、「風の又三郎」、「オズの魔法使い」、「につぼん泥棒物語」などなど、当時の非常に名作なのです。当時の名作を見られたのですね。本当に今、覚えていますよ。ですから、講堂なんかないですから、机を全部出して、壁を全部取り外して3教室ぶち抜きをつくるのです。そして暗幕を張って16ミリの音を聞きながら見るのです。時々フィルムが切れて、「ちょっと待っておくれ」というようなことを体験しながら見るのですが、あれからもう50年以上たったのですが、今でも本当、思い出に残っています。

私らは人数は多かった、1クラス56人だったからね。本当に生活も貧しかった。けれども、心豊かな中学生生活を送ったなというふうに本当、思っています。いまだに中学の同級会をやっています。

今の中学生にぜひそういう心の栄養をもっと与えるような、例えば今別府であったら生の演劇をビーコンで年に1遍ぐらい見せるとかいうこともできるのではないかなと思ったりますのです。それとか学力の点でも、塾に行けない子もいると思うし、あるいは授業がおもしろくない、わからぬという子も随分おると思うのですが、無料塾とかいうのを、授業が、勉強がおもしろいと感じるような塾があるといいな。あるいは、直接的には高校受験を控えて、塾には行けないけれども、何とか受かりたいのだと思う人に対する特別な勉強なんかいうのは、市がやっぱり音頭をとってボランティアを組織して、若干の有償でもいいではないですか、そういうとにかく直接支援をする、子どもたちを直接支援する。そういう手だてを講じていただきたいというふうに思うのでございますが、中学生の問題についてどうお考えでしょうか。

(議長交代、議長吉富英三郎君、議長席に着く)

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

学校は、全ての児童生徒にとって居心地のいい学校であるということが大切であろうと考え、学校では授業や教育活動の改善に日々努力して、子どもたちが学校の教育活動を少しでも楽しく有意義に過ごせるように努力しているところであります。

○15番(平野文活君) まとめて話をしましたので、答えにくかったと思いますが、つまり私が言いたいのは、子どもたちが大変やっぱり苦しんでいる、傷ついているということ、そこに救いの手を差し伸べてほしい、そのために効果のあるやり方がないか、そういうところを考えてほしいと思うのです。

もう1つは、そういう状況の中で先生たちが、教員が大変苦勞しています。ある中学校の最終の退庁時間、平成24年度の資料をいただきました。ざっと言いますと、4月、27時28分、5月、25時50分、その月の一番電気をとにかく消した、鍵を締めた時間、6月、25時25分、7月、25時02分、8月、26時03分、9月、24時31分、10月、27時53分、11月、23時18分、12月、24時12分、1月、24時05分、2月、24時12分、3月、27時38分という、こんなに遅くまで何をしているのだろうかと思うような数字がずらっと並んでおるのですよ。先生なぜこんなに忙しいのですか。何をしているのですか。

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

中学校で部活動を担当している教員は、部活動の終了、おおむね18時半ですが、その後、部活動の生徒の下校を確認し、19時半ごろから机上の事務に取りかかることができるようになります。学級担任、教科担任としての一般的な業務として出席簿の整理、授業ノー

トや宿題プリントのチェック、それから翌日の授業の準備、教材研究と言われるものですが、そういうのがあります。そのほかにも随時学級通信や課題プリントの作成を行っております。また、先ほど不登校の話が出ましたけれども、その未然防止対策、あるいは実際に不登校になっている子どもたちへの支援ということで、生徒の欠席状況に応じて電話連絡、家庭訪問、そういった生徒指導を行っております。また、問題行動等の生徒指導上の問題が生じたときには、その生徒への指導支援、学年、学校全体での対応についての協議、指導報告書の作成を行います。さらに、校内での運営委員会、それから定期考査、体育大会、中体連、文化祭等の大きな学校行事があるときには、準備で特に遅くなり、状況によっては数名の教員が午前0時を過ぎて、先ほど議員さんの御指摘がありましたような時間まで業務を遂行していることがあるというふうに聞いております。

- 15番（平野文活君） 詳しくは私もわかりません。しかし、多くの教員が心身ともに疲れきっているというのは、身近に見てまいりました。そういう中で正規教員がふえていない、臨時教員はふえているという現状があります。採用が、だから少ないのですよね。ですから、年齢構成が、平成18年度は20代、22人、30代、74人、40代、67人、50代、24人だったのです。平成25年度は20代、10人、30代、44人、40代が64人、50代が67人。つまり平成18年度は30代、40代に主力があったのです。ところが、平成25年度は40代、50代が主力なのです。これでは子どもたちのために頑張るといっても、やっぱりちょっと限界があるなというふうに思いました。

ですから、これは国・県の問題が大きいと思いますが、市はやっぱりそういう現場を知っているわけですから、その現場の立場から、教員や子どもたちの立場に立って国・県に物申す、要求するべきことは要求する、市ができることは市がやるということをぜひお願いして、質問を終わります。

- 議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす6月14日及び6月15日の2日間は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、6月16日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす6月14日及び6月15日の2日間は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、6月16日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時05分 散会